

# 県立学校人権教育関係資料

## 第 3 4 集



2 0 2 3

栃木県教育委員会事務局高校教育課

## はじめに

国際連合は、人権擁護のため、平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、平成16(2004)年12月には、「人権教育のための世界計画」として、これ以降5年ごとに重点目標を定め、人権教育に焦点を当てた事業を実施することを決議しました。令和2(2020)年から令和6(2024)年までの第4フェーズは、「青少年」を重点対象として、特に平等、人権と非差別、平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしています。また、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールが設定されており、その多くは人権の擁護に関連したものとなっています。

我が国においては、平成14(2002)年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23(2011)年4月一部変更)に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が実施されてきました。文部科学省においては、平成20(2008)年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を策定し、学校における人権教育の特色ある実践例の収集・公表を行い、人権教育の全国的な推進に取り組んできましたが、令和4(2022)年3月に、その後の国民の意識や社会情勢の変化を踏まえた補足資料改訂版が公表されました。

さて、今日の人権を取り巻く状況については、こども家庭庁の発足、こども基本法やLGBT理解増進法等の人権に関する法整備が行われた一方で、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、新たな人権問題も生じています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等への偏見や差別、誹謗中傷が社会問題となったことは記憶に新しく、児童虐待やインターネット上での人権侵害等が深刻化している現状があります。いずれの人権問題についても、その解決に向けた人権教育及び人権啓発が、一層重要となっています。

栃木県教育委員会においては、令和3(2021)年2月に「栃木県教育振興基本計画2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定し、基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を掲げ、人権教育の一層の充実と人権啓発の推進を図っているところです。

今回で第34集となる本資料は、こうした流れを踏まえつつ、各学校における授業実践や校内職員研修の一層の充実を目的に、指導事例を中心に作成しました。これまでに発行された人権教育関係資料と併せて、本資料を御活用いただきますようお願いいたします。

最後に、御多忙の中、本資料の作成に御協力いただいた作成委員の先生方に心から御礼を申し上げます。

令和6(2024)年3月

栃木県教育委員会事務局 高校教育課長  
山下 拓男

## 目 次

### はじめに

#### I 指導資料編

##### 1 豊かな人間性に関すること

(1) 特別支援学校における人権教育の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

##### 2 人権意識に関すること

(1) 女性における人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(3) 部落差別（同和問題）における人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### II 現職教育編

1 教科指導における人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

#### III 基礎資料編

1 人権問題の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2 部落差別（同和問題）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

3 人権教育推進の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

## I 指導資料編（学級活動・ホームルーム活動例）

### 1 豊かな人間性に関すること

#### （1）特別支援学校における人権教育の例

知的障害特別支援学校での人権教育にあたっては、児童生徒の実態および発達段階に応じた対応が必要である。他者の存在を意識でき、言葉でのやりとりが可能な発達段階になれば、直接的指導に近い内容の授業を展開することができる。人権について学習する他、他者の気持ちを推測したり、自分と違う立場の人について考えたり等、思いやりのある温かい人間関係を築くための学習に取り組むことができる。他者の存在によりやく気づき始める小学部低学年段階では、教師や友達との信頼関係を育み、日常生活の中で丁寧に他者との正しい関わり方を学び、コミュニケーションの技能を身につけていくことが大切である。こうした基底的指導の内容を取り入れて間接的指導の授業を展開していくことができる。

本事例の構成は、以下の通りである。

本校での例を挙げると、小学部段階では、「自分も周りの人も大切にするとともに、自分の思いを適切に表現したり、伝えたりすることができる」ことを目標とし、基底的指導を意識して実施している。例えば、日常生活の中での挨拶等他人との関わり方を丁寧に確認する学習を通して、きまりを意識して同じ学級の友達と仲良く遊ぶ経験を積み、よりよい人間関係の基礎を築いていけるようにする。

中学部段階では、「人を思いやる心を持ち、友達と互いに助け合い協力し合いながら生活できる」ことを目標としている。言葉でのやりとりが可能となる生徒も増えるため、基底的指導の要素を含みながら、直接的指導や間接的指導を意識した活動に取り組むことができる。例えば、ゲームを通していろいろな立場に立ち、共感的に他者を理解できるような体験をしたり、相手のよいところを探し、それを相手に伝えたりすることで、相手を思いやる「感受性」を育てたり、お互いを尊重し合う温かい関係を築くための学習ができる。

高等部段階では、「学習を通して社会的な偏見や差別に気づき、それに対する正しい判断力を育てる」を目標としている。インターネットの特徴や危険性などから適切な利用という題材を取り上げながら、その根底にあるべき他人への思いやりについて考えるなど直接的指導に近い内容での学習が可能となる。

最後にあげるのは訪問教育学級での指導例である。訪問教育とは、就学が可能だが、心身の障害の状態が重度であるかまたは重複しており、学校へ通学しての教育を受けることが困難な児童生徒を対象としているものである。「共に生きる喜びを感じ、みんなで仲良くできる」ことを目標としており、今回の事例では、年に数回学校に登校して行われる「スクーリング」で複数名で活動した学習を取り上げている。いろいろな感覚を通して、周囲の世界への意識を向けられるように働きかけることで、人間関係の基礎となる信頼感を育てる活動を展開している。

## 小学部

### ア 本時の目標（ねらい）

友達と仲良く遊ぶために「かして」等の言葉を使用し、その大切さを意識することができる。

### イ 人権教育の視点

- 相手の気持ちを考えた言葉を使用する大切さを理解することができる。【知性】

### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導 入	絵本の読み聞かせ ・おはよう ・さようなら ・いってきます ・いただきます ・ごちそうさまでした ・ただいま など	○いつ、どんな場面で、どのような挨拶をしているか確認する。	
展 開	1 おもちゃで遊ぶとき （物を借りるとき）のきまりを知る。 <やりとり> A: かして、ください B: いいよ、どうぞ A: ありがとう <約束> ・丁寧（やさしく）に扱う ・もとの場所に戻す 2 実際におもちゃで遊ぶ	○児童の実態に即したきまりを取り上げる。 ○おもちゃの貸し借りの場面を、実際にやって見せる。 ◎よい例、悪い例を見せ「○」または「×」の確認をする。  ○やりとりの場面が設定できるようおもちゃの種類や数を調整する。 ○交換して遊ぶときはタイマーなどで交換のタイミングを示す。 ○遊ぶ時間を決め、タイマーが鳴ったら終わりにすることを確認する。 ◎きまりを守ることができたときには称賛する。	やりとりをすることで、お互いに嫌な気持ちになることなく楽しく遊ぶことができることを数多く経験することで、相手を尊重することを学んでいく。  話を聞いてすぐに実践の場面をもつことで、経験的に学ぶ。

振 り 返 り	きまりの確認をする。	○きまりを確認し、学校だけでなく、家庭でも守れるとよいことを伝える。	
------------------	------------	------------------------------------	--

## エ 評価

きまりを守って、やりとりしながら友達と仲良く遊ぶことができる。

## オ 参考資料等

- ・「令和5年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）
- ・「ごあいさつあそび」きむらゆういち（偕成社）

**中学部**

**ア 本時の目標（ねらい）**

友達の良いところや自分の良いところに気づくことができる。

**イ 人権教育の視点**

- 立場の違いを体験し、それぞれの気持ちを考えることができる。【感受性】
- お互いの良さを認め、相手に伝えることができる。【技能】

**ウ 授業の展開例**

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導 入	本時の活動を説明する	○本時の学習内容について視覚的に分かりやすいように電子黒板を使用して説明する。	
展 開	1 「色分けゲーム」 ・自分に貼られたシールと同じ色の友達で集まってグループを作る。 ・仲間が見つかったとき、見つからないとき、それぞれの場面での気持ちを聞く。  2 友達の良いところを探そう ・友達の良いところをカードにし、友達にプレゼントする。	○生徒主体でゲームを進めることができるよう、適宜支援する。 ◎仲間が見つからなかった際の気持ちを生徒から引き出せるようにする。また見つかってほっとしている様子が見られたらその気持ちも認識できるような言葉掛けをする。 ○良いところの例として何種類かカードを用意しておく。絵カードも準備しておく。 ○選択できる生徒はその中から友達ごとにカードを選び、自分で記入できる生徒は白紙のカードに記入して渡す。 ◎友達のよいところを言葉で伝え、カードを渡すよう助言する。	見つけたときのうれしい気持ちと見つからなかったときの不安な気持ちの両方を経験することで、他者の気持ちを理解し、思いやりの気持ちをもつ。  お互いの良いところを認め合うことでよりよい人間関係を築いていけるようにする。

	<p>3 自分の良いところを知ろう</p> <p>・友達からもらったカードを並べ、自分の良いところを確認する。</p>	<p>◎生徒それぞれに良いところがあり、色々な個性があることが分かるよう言葉を掛ける。</p>	<p>自分のよいところを知ることによって自己肯定感を高めることができる。</p>
振り返り	<p>振り返りの発表</p>	<p>○カードをもらってどんな気持ちになったかや活動の中で感じたことなどを振り返り、発表できるようにする。</p>	

## エ 評価

立場の違いによる気持ちの違いを体験したり、友達とお互いの良いところを伝え合ったりすることで相手を思いやる温かい人間関係を築くことができる。

## 高等部

### ア 本時の目標（ねらい）

SNS でメッセージを送る際の注意点について知り、自分と友達の考え方の違いに気づき、SNS の使い方を工夫することができる。

### イ 人権教育の視点

○ 自分と友達の受け止め方や考え方に違いがあることに気づき、相手の気持ちを思いやることができる。【感受性】

### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導 入	本時の流れの確認	○使用するカードを示し、意欲的に学習に取り組めるようにする。	
展 開	1 カードの準備  2 カードを使った学習 ①言われて嫌な言葉を順番に並べる。 ②されて嫌なことを順番に並べる。	○5種類のカードを色分けし、視覚的に理解できるようにする。 ○クイズの効果音を使用することで、意欲的に学習できるようにする。 ◎机の上にカードを並べ、自分のカードと友達のカードを比較することで、考え方の違いに気づけるようにする。 ◎他者の気持ちを想像することができるよう自分はどのような気持ちなのか問いかける。	友達と考え方に違いがあることに気づくことができる。
振 り 返 り	振り返り  まとめ	○言葉や行動の受け止め方は人によって異なることを確認する。 ○考え方が違う人同士がコミュニケーションをとる際に起きるトラブルについて知り、SNS でメッセージを送る際の注意点に気づけるようにする。	違いに気づき、相手の思いなどを認めることができる。また、違いがあるからこそ表現方法などを工夫する必要があることを知る。

		◎本時の学習を基に、SNSを使う際には、相手の気持ちを考えて使用できるよう投げかける。	
--	--	---	--

## エ 評価

人によって考え方や物事の捉え方が違うことに気づき、伝え方を工夫するなど思いやりをもって友達と関わろうとすることができる。

## オ 参考資料等

※SNSを運営している会社のホームページには、情報モラル教育に関する参考資料が数多く掲載されている。

## 訪問教育学級

### ア 本時の目標（ねらい）

音楽遊びや絵本の読み聞かせ、温かい言葉のやりとりを通して友達を意識することができる。

### イ 人権教育の視点

○ 友達と一緒に活動する心地よさや喜びを経験し、共に生きる喜びを感じることができる。【感受性】

### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導 入	挨拶 本時の学習を知る		
展 開	<p>1 楽器遊び ・「ずっと友達」などの曲で楽器を鳴らす。</p> <p>2 お返事遊び ・教師と一緒に相手に呼び掛けながらベルを鳴らし、呼ばれた方は同じくベルを鳴らして返事をする。</p> <p>3 絵本「ありがとうなかよし」の読み聞かせ ・場面に合わせてお花を渡したり、もらったり、お花にむかって「ひまわりさん、ありがとう」と言ったりする。</p> <p>4 「あたたかいことば」 ・いつも一緒に勉強している友達に、「ありがとう」という言葉と一緒に、カイロを贈る。</p>	<p>○複数の楽器から、好きな楽器を選ぶようにする。</p> <p>◎友達と向かい合って、お互いにベルを鳴らし合い、相手を意識できるようにする。</p> <p>○できるだけ児童生徒本人が教材を持てるように工夫する。</p> <p>◎場面と同じ活動を実際に体験することで、世界を広げられるようにする。</p> <p>○花束には香りをつけて五感を活用できるようにする。</p> <p>◎「ありがとう」の言葉の温かさを体感できるようにカイロを使用する。</p> <p>○もらった児童生徒は、頬や腕などで温かさを感じられるようにする。</p>	<p>友達への興味・関心を引き出す。</p> <p>いろいろな感覚を使い、周囲の世界への興味や関心・信頼感を引き出す。</p> <p>言葉のもつ温かさを体感し、人や周囲への信頼感へつなげる。</p>

振 り 返 り	振り返り 挨拶	○今日の活動をカード・音 などで振り返る。	
------------------	------------	--------------------------	--

## エ 評価

自分の周りの世界に働きかけたり、働きかけを受けたりすることで世界への信頼感をもつことができる。

## オ 参考資料等

- ・「ありがとうなかよし」 しもかわら ゆみ（講談社）

# I 指導資料編（直接的指導・ホームルーム活動例）

## 2 人権意識に関すること

### （1）女性における人権問題

令和5（2023）年6月、栃木県日光市でG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催された。そこで採択された「日光声明」には、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント（地位向上）を加速させる決意が盛り込まれ、ジェンダー平等を実現することが人権の基本であり平和かつ豊かで持続可能な世界の基盤であることが明記された。

しかし、日本におけるジェンダー平等への取組は順調であるとは言い難い。世界経済フォーラムが世界の男女格差をまとめた「ジェンダーギャップ報告書（2023）」では、日本は146カ国中125位であり、前年から9つ順位を下げ過去最低を記録した。その中でも「経済」は123位、「政治」は138位と低いレベルに沈んでおり、具体的な対策が必要であると指摘されている。

性別に制限されず誰もが個人として能力を発揮できる社会の実現には、ジェンダー（社会的性差）格差の解消はもちろん、一人ひとりの性別役割意識を変えていく必要がある。社会に残る男女間の差別や矛盾に気づく力を身に付け、男女が対等な立場で参画する社会の実現のために必要な諸制度を模索する態度を養いたい。男女がそれぞれの違いを認めつつ尊重し合える態度の育成こそが男女共同参画社会実現の鍵である。

#### ア 本時の目標（ねらい）

日常生活の中に潜む固定的な性別役割分担意識があることに気づくとともに、男女共同参画社会を実現するために何が必要なのか考察する。

#### イ 人権教育の視点

- 身近な事例や性別役割分担意識等に関する資料を参考に、男女共同参画社会の実現のためには潜在的に抱いている固定観念があることに気づき、男女共同参画社会の実現を阻む社会の諸問題とつながっていることを知る。【知性】
- どのような意識の変革が必要か多面的・多角的に考察する。【実践力】

#### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導入	・ワークシート1<考えてみようI>を読み、意見を	○身近なことで類似することを経験していないか考えさせ、日常生	

	記入する。	活に関係が深いことに気づかせる。  ◎「周囲の反対意見にも悪気はない」など助言することにより、無意識の固定概念に気づきやすくする。	
展開	<p>・&lt;考えてみようⅡ&gt;を見て、A、Bの項目に何が該当するか考える。</p> <p>・&lt;考えてみようⅢ&gt;を見て、それぞれの事例について賛成か反対、また理由をまとめグループで意見交換を行う。</p> <p>・ワークシート2のまとめの空欄に4つの視点で解決策を出し合い付箋にそれぞれ記入する。出された</p>	<p>○周囲の生徒と予想を話し合い、その理由も述べさせる。 【A…①、B…②】</p> <p>○ポイントを読ませ、性別に対する無意識の思い込みが、一方的な性別役割分担意識のイメージにつながっていることに気づかせる。 【①アンコンシャス・バイアス、②ジェンダー】</p> <p>○話合いの後、それぞれ「犯罪の抑止」「女性の地位の向上」「企業の集客サービス」であることを説明し、単に男女差別に当てはまらないことを説明する。また、その施策により女性（または男性）が受ける利益に気づかせる。 【③積極的格差是正措置（アフーマティブ・アクションもしくはポジティブ・アクション）】</p> <p>◎あえて男女の差をつけることの意図や必要性について考えを深められるよう、グループリーダーを決め、話合いの方向性を必要に応じて修正する。</p> <p>○付箋に書かれた意見を踏まえグループで話し合い、ワークシート2を完成させる。 【①②同様の権利と責任をもつ、</p>	<p>性別による無意識のイメージを抱いてしまうことと、それが固定的な性別役割分担意識に関連していることを理解している。</p> <p>男女共同参画社会の実現のため、現実の課題に対する解決策案が出され</p>

	意見の中で良いものを選びワークシートに貼る。	<p>違いを認め合い男女間格差の解決を目指そうとする等</p> <p>③④男尊女卑の傾向、どちらか一方が得している（損している）との意識等</p> <p>⑤⑥女性管理職の積極的な登用、女性が働きやすい就業支援等</p> <p>⑦⑧男女の固定的な性別役割分担意識に気づく、性差によって人の権利が制限されていることに気づく等】</p> <p>◎男女共同参画社会実現に向けた意識の変革のために必要なことを適切に判断することができるよう、グループ協議の時間を十分に確保する。</p>	ている。
振り返り	<p>・数グループにどのような話し合いができたかを発表する。</p> <p>・振り返りを記入する。</p>	◎男女共同参画社会の実現のために自分たちが実践できることを具体的にイメージしながら考えるよう助言する。	

## エ 評価

男女の格差を正しく理解し、その格差の是正のため具体的な施策や意識の変革の手段をまとめることができる。

## オ 参考資料等

- ・令和4年度「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」（内閣府男女共同参画局）
- ・「令和5（2023）年度版『人権の窓（高校生用）』－男女平等編－」（栃木県教育委員会）

## 女性における人権問題

年 組 番 [氏名 \_\_\_\_\_]

**テーマ** 男女共同参画社会を実現するためには何が必要だろうか

<考えてみようⅠ>



私の学校では応援委員会があり、学校祭や体育大会でパフォーマンスをしています。先日、役員決めの会議で応援団長に立候補しました。しかし、「女子の応援団長は前例がない」「団員ならまだしも、団長は女子にできない」と言われ、周囲から反対をされました。私はずっと団長になりたかったし、やる気もあります。けど、こんな風に言われてしまうなんて凄く悲しいです。

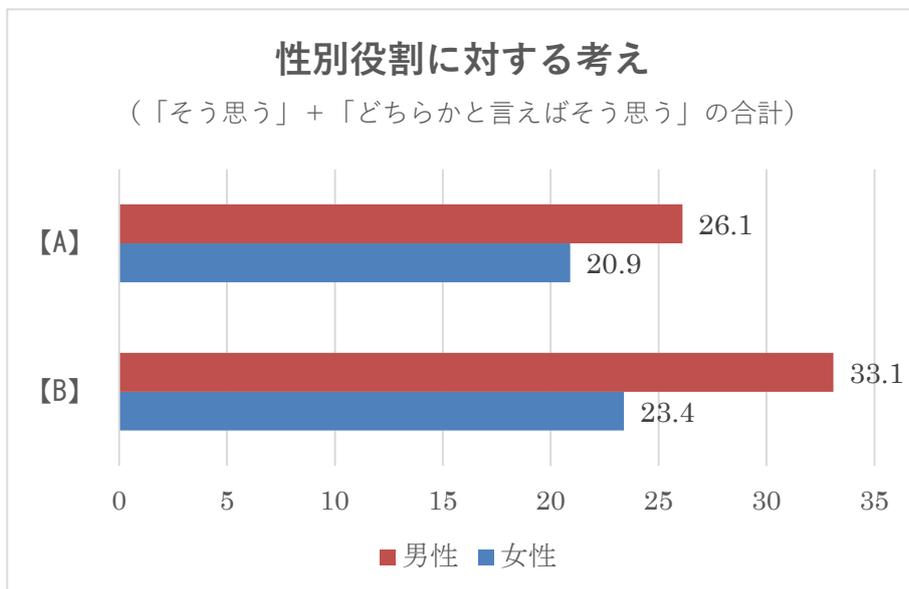
(〇〇高校・3年女子)

◆上記の発言について、あなたはどのように思いますか。思いつくことを書き記しましょう。

(思いつくこと)

(なぜ周囲の人々はそう言ったのだろうか)

<考えてみようⅡ>



◆左図中の A、B には、

- ① 組織のリーダーは、男性の方が向いている。
- ② 女性はか弱い存在なので、守らなければならない。

のどちらかが該当します。何が該当するか考えてみましょう。また、男女で差の大小(認識の差)があるのはなぜでしょうか。周囲の友達とも相談してみましょう。

(令和4年度性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査(内閣府男女共同参画局)より)

**ポイント**

① 誰もが持っている無意識の思い込みのことを(① \_\_\_\_\_)という。

→ 血液型で相手の性格を想像する、理系は男性が多いと思うなど

② 「男性(女性)ならば〇〇〇すべき」といった社会的・文化的に形成された性差を(② \_\_\_\_\_)という。

【女性における人権問題ワークシート1】

☞男女が平等な社会を実現させるためには、性別に対する無意識の思い込みに気づき、性別による固定的な役割分担意識を改める姿勢が大切！

**疑問** 男女をすべて均等にしてしまえば「平等」になるのでしょうか。男女間の違いは何のためにあるものなのか、以下の意見を読んであなたの考えをまとめましょう。

<考えてみようⅢ>



鉄道会社によって「女性専用車両」があるけど、電車を利用しているのは男性が多いし、女性専用車両を導入する必要ってあるの？あれがなければ、男女関係なく広々、列車に座れると思うんだけど…

◆あなたの意見は、賛成 or 反対  
その理由は、



女性管理職(会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等)の割合が日本はかなり低いので、私の会社は現在、5年後に女性管理職の割合5割を目指して様々な取組を行っているけど、これって男性社員のやる気を下げないのかな…

◆あなたの意見は、賛成 or 反対  
その理由は、



映画館の「レディースデー」って本当に必要なの？男性の中にも映画好きは多くいるんだし、女性だけ得しているようで納得いかない。他にも世の中には女性を優遇するサービスが多いように感じてしまう…

◆あなたの意見は、賛成 or 反対  
その理由は、

※周囲の友達は、どのような考えを持っているか確認してみましょう。

## 【女性における人権問題ワークシート1】

### ポイント

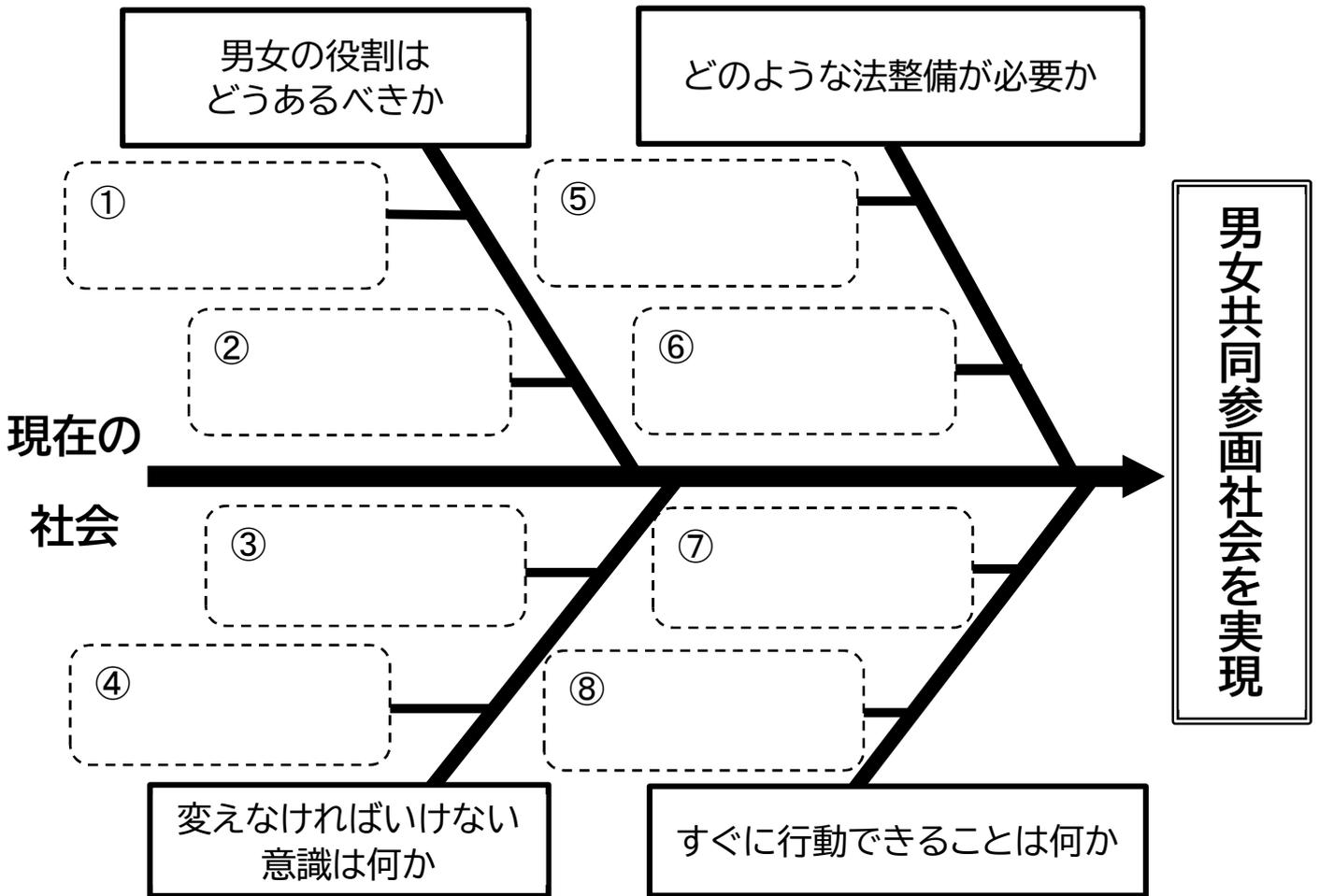
- ①単に「同じ」にするだけでは、本質的な「男女の平等」は実現しない。  
→ 就業分野の偏りや家事等の無償労働の不平等など根本的な課題が存在する
- ②女性の地位の向上のため、積極的に差別・格差の是正を図る措置のことを(③ )  
という。
- ☞男女平等を推し進めるために1999年に成立した男女共同参画社会基本法には、男女が互いに人権を尊重しつつ能力を発揮できる社会の実現と、国に男女間の格差を改善するための措置をとることが定められている。

【女性における人権問題ワークシート2】

女性における人権問題

《男女共同参画社会を実現するためには、様々な『変化』が必要です。現在の社会に必要な変化を4項目に分けて表を完成させましょう》

まとめ 今まで学習したことを踏まえ、グループで以下の空欄①～⑧に記入しましょう。



振り返り 本日の学習を通して感じたことや考えたことをまとめましょう。

A large dashed rectangular box intended for summarizing the day's learning.

# I 指導資料編（直接的指導・ホームルーム活動例）

## 2 人権意識に関すること (2) 子どもの人権問題

令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行された。この法律は、「すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現する」ために作られたものである。子どもの権利を守るための法律が多く定められている一方で、それらの法律を知らない子ども・大人も少なくない。また、守られるべき権利が十分に守られず様々な人権問題が起こっている現状がある。

生徒が自分たちの権利について正しく理解し、お互いの権利を尊重しながら生きていくために必要なことを考える機会としたい。

### ア 本時の目標（ねらい）

子どもの権利や子どもに関する人権問題について理解を深めるとともに、一人ひとりの権利を尊重しながら学校生活を向上・充実させるために必要なことを考える。

### イ 人権教育の視点

- 子どもの権利について理解を深めることができる。【知性】
- 社会の一員としての自覚や責任を持ち、お互いの権利が尊重される社会を構成するために必要なことについて判断することができる。【判断力】

### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導入	Step1 ・世界の子どもたちが直面している問題（児童労働、栄養不良、教育を受けられない）について、「数字」に関するクイズに取り組む。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">正解</span> ①ウ ②イ ③ア	○あらかじめ4人程度のグループを作る。（可能な限り、グループごとの人数をそろえる。）	

	<p><b>Step2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利にはどのようなものがあるのか考え、話し合う。</li> <li>・子どもの権利条約と、それに定められた権利について説明を聞く。</li> </ul> <p>・『人権の窓』の学習リスト1「権利について学ぼう」内の「子どもの権利として認められているものはどれでしょう？」にグループごとに取り組む。</p>	<p>○個人で考えてからグループで話し合い、意見を交換する。</p> <p>◎具体的に自分事としてイメージできるように、子どもの権利条約やそれに定められている4つの権利について『人権の窓』を活用し、説明する。</p> <p>◎子どもの権利について正しい理解を促し、今まで権利として意識していなかった内容にも気づかせる。</p>	
展開	<p><b>Step3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入で確認した「子どもの権利」について、各グループごとに大切だと思う権利を1つ選ぶ。また、なぜ大切だと思うかを話し合う。</li> </ul> <p><b>Step4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と他者がお互いによりよい学校生活を送れるようにするには、どんな点が改善されるべきか、どんな点に気をつける必要があるかを考える。</li> </ul>	<p>○グループ内の特定の人だけが意見を述べるのではなく、全員が意見を出せるよう声をかける。</p> <p>◎『人権の窓』の学習リスト2「あなたの大切な権利を守るために」を提示し、「自分の権利だけでなく他の人の権利も大切にす」というポイントを示す。</p>	<p>自分たちの権利について考えを深め、実生活に結び付けて考えることができる。</p> <p>お互いの権利を尊重しながら生きていくことが大切であり、そのために、日々の生活で心掛けるべきことに気づく。</p>
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合った内容をグループごとに発表する。</li> <li>・振り返り</li> </ul>	<p>◎一人ひとりの権利を尊重して生活していこうとする態度が高まるよう、本時の振り返りをする時間を確保する。</p>	

## エ 評価

子どもの権利や子どもに関する人権問題について理解を深めるとともに、権利の主体者としての自覚を持ち、権利が尊重される社会を構成するために必要なことを考えることができる。

## オ 参考資料等

- ・「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識調査」  
(Save the Children 令和元(2019)年)
- ・「人権擁護に関する世論調査」(内閣府 令和4(2022)年)
- ・こども基本法パンフレット(こども家庭庁 令和5(2023)年)
- ・子どもの権利条約(ユニセフ)  
[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)
- ・「令和5(2023)年度ユニセフ活動の手引き」(公益財団法人日本ユニセフ協会)
- ・「令和4(2022)年度版『人権の窓(高校生用)』ー子どもの権利編ー」(栃木県教育委員会)

【子どもの人権ワークシート】

子どもの人権について考えよう

年 組 番 [氏名 ]

Step1: 世界の子どもたちが直面している問題について考えよう: それぞれの数字は、何を表している?

80 億人 (世界人口)	1 億 2000 万人 (日本の人口)
① 1 億 6000 万人 ( )	② 1 億 4920 万人 ( )
③ 6700 万人 ( )	

[ア: 小学校に通えていない子ども イ: 栄養不良の5歳未満 ウ: 5~17歳の児童労働]

Step2: 「子どもの権利」には、どのようなものがあるか考えてみよう

<あなたの考え>

<みんなの考え>

Step3: 条約に定められた「子どもの権利」について、大切だと思うものを1つ選び、その理由も話し合おう

<大切だと思う権利>

<理由>

Step4: あなたとあなた以外の人達がお互いによりよい学校生活を送れるようにするには、どんな点が改善されるべきか、どんな点に気をつける必要があるかを考え、発表しよう

今日の振り返り

①子どもの権利について理解を深めることができた

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 】

②お互いの権利が尊重されるために必要なことを考えることができた

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 】

感想

# I 指導資料編（直接的指導・ホームルーム活動例）

## 2 人権意識に関すること

### （3）部落差別（同和問題）における人権問題

平成12（2000）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体では、部落差別を重要な人権問題の一つとして掲げ、その解消に向けた施策を展開している。また、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国民の理解を深めることにより、部落差別のない社会の実現をめざしている。しかしながら、インターネット上での誹謗中傷など、今なお部落差別に関する様々な人権侵害が発生している。

現在、全国水平社の結成〔大正11（1922）年〕から、100年が経過した。差別のない社会の実現のためにも、部落差別について正しく理解し、学びを深めていく必要がある。

#### ア 本時の目標（ねらい）

部落差別の現状を知り、平等な社会の実現のために、社会の一員として自覚や責任を持ち、自分自身に何ができるかを考える。そして、部落差別の解消のために行動しようとする意欲を高め、自分にできることを実践しようとする態度を養う。

#### イ 人権教育の視点

- 部落差別の現状を把握し、残された課題について理解することができる。【知性】
- 社会を構成する一員としての自覚を促し、部落差別の解消のために自分自身ができることを実践しようとするすることができる。【実践力】

#### ウ 授業の展開例

	学習内容および学習活動	○指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	評価
導入	・ 事前にワークシートの「就職試験の際の質問事例」を記入させ、授業の最初の時間で数名が発表する。 ※時間が足りない場合は、宿題として事前に実施する。	○発表を通して、人権侵害になる質問があるということに気づくことができるようにする。 ※ワークシートの質問の2・3・4・5は不適切である。 ○一人では気づかなかった考えがあることに留意するよう助言する。	他の生徒の発表を聞き、一人では気づかなかった考えに触れ、その考えを尊重しつつ、考えを深めようとしている。

<p>展開</p>	<p>・本資料のP. 44～P. 50を使い、部落差別の経緯や就職差別以外にどのような差別があるか読み取る。</p> <p>※「生徒用ワークシート・資料」のP. 4～P. 10</p> <p>例 ネット上の誹謗中傷 結婚差別 えせ同和行為など</p> <p>・過去に使用されていた応募用紙と、現在の統一応募用紙とを比較し、不必要だと思われる部分を話し合う。</p> <p>・部落差別の解消のために私たちは何をすべきか、提言としてまとめる。グループで考え、発表する。</p>	<p>◎部落差別の経緯や差別が続いているという現状について、資料を用いて説明し、残された課題や問題について社会全体で考える必要があることを確認する。</p> <p>○過去の応募用紙から、就職選考における差別の実態を捉え、就職の機会均等などの人権が保障されていない状況があることに気づかせる。</p> <p>※本人の適性や能力と関係ない質問は不適切である。</p> <p>○KJ法を用いて、部落差別を解消するために必要なことを付箋に書き出す。模造紙に難易度(内容)と時間軸をもとに工夫してグループで整理・配置する。</p> <p>◎部落差別解消のために必要なことを実現可能な順番で記入させることで、提言について吟味し、今後の具体的な実践につながるよう促す。</p>	<p>部落差別の現状を把握し、残された課題について理解しようとしている。</p> <p>個人・グループ学習を通して、部落差別の解消に向けての取組を考えようとしている。</p>
<p>振り返り</p>	<p>・発表を聞いて、分かったことや感じたことをまとめる。</p>	<p>ワークシートに自分の考えをまとめる。</p> <p>※宿題でも可</p>	

## エ 評価

部落差別の現状を知り、平等な社会の実現のために、社会の一員として自覚や責任を持ち、自分自身に何ができるかを考える。そして、部落差別の解消のために行動しようとする意欲を高め、自分にできることを実践しようとする態度を養うことができる。

## オ 参考資料等

- ・「公正な採用選考の基本」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>

「部落差別（同和問題）について考える」

年 組 番 [氏名

]

■就職試験の面接において、次の質問は適切かどうか考えよう！！

質問内容	判定【○×】	×の理由
1 あなたが当社を志望したのはなぜですか？		
2 あなたの父母の出身地はそれぞれどこですか？		
3 あなたの実家は持家ですか？それとも借家ですか？		
4 尊敬する人物について話してください。また、愛読書を教えてください。		
5 結婚する予定はありますか？また、育児休業制度についてどう考えますか？		
6 これまでの経歴や、取得したい資格について教えてください。		



【部落差別（同和問題）における人権問題ワークシート】

■部落差別の解消のために何をすべきか、何が必要か、グループの人権宣言としてまとめましょう。

部落差別の解消のために、以下のことを宣言します。

1

2

---

---

---

---

---

---

【振り返り】

授業を通して、感じたこと・考えたことをまとめましょう。

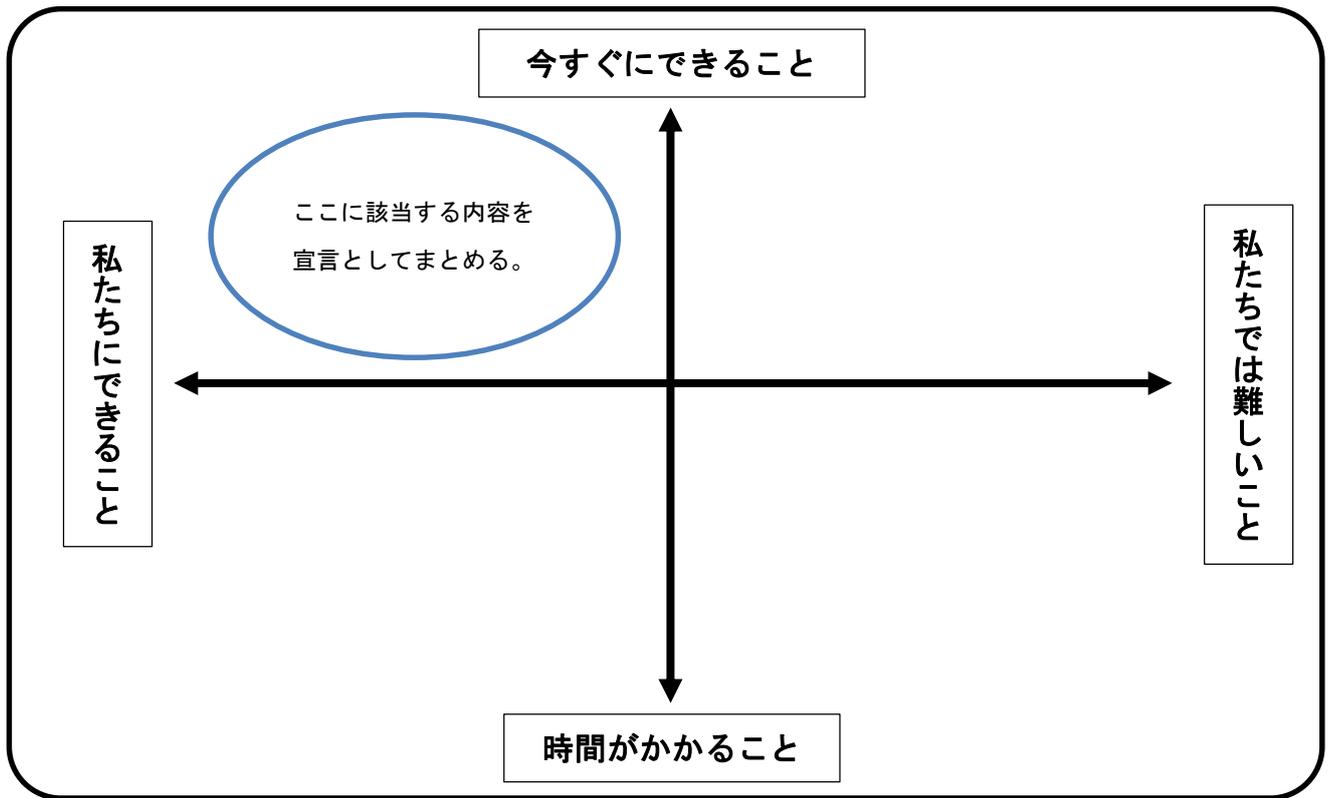
---

---

---

【部落差別（同和問題）における人権問題ワークシート】

模造紙



下の赤丸の部分は、本人の能力や適性とは関係ないので、書かせることは不適切である。また、2021年4月16日に厚生労働省が公表した新たな履歴書の様式例では、性別も任意で記載する項目へと変更された。

入社志望書

かな			写真
氏名			
性別	男・女		
生年月日	年	月	日 ( 歳)
本籍地			
現住所	〒		
紹介者		続柄	
最終学歴			

免許経歴	免許の種類	番号	取得年月
	事故経歴		

続柄	氏名	生年月日	最終学歴	職業・勤務先
家族				
住所	自宅・借家・その他 ( )		住所付近の略図	
宗教				
特技				
趣味				
長所				
短所				
読んでいる新聞				
健康状態	既往症名とその時期			
	身長			体重
	視力 (左)	(右)		
この志望書の記載事項に相違ございません。				
年 月 日 氏名				

## Ⅱ 現職教育資料編

### 1 教科指導における人権教育

#### はじめに

「栃木県人権教育基本方針」には、「学校教育においては児童生徒の発達段階に即しながら、各教科の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すよう努める。」とある。つまり、「学校の教育活動全体を通じて」人権教育の推進を図らなければならないということであり、上記の条件を踏まえるならば、すべての教科・科目等で人権教育は実施されなければならない。

しかし、各教科指導の中に人権教育の視点を取り入れなければならない一方で、授業者である現場の教員の中には、具体的にどうすれば良いのかを悩んでいる者も少なくない。栃木県が実施した「令和元（2019）年度人権教育推進状況調査」によると、学習指導案への人権教育の位置づけについて、「位置づけるのが難しい」という回答が 28.6%となっている。

そこで、ここでは教科指導の例を示し、その指導事項がどのように人権教育と結びついているのかということを示していきたい。

#### ア 人権教育の三指導について

人権教育には、以下に示す三つの指導が存在する。

##### [基底的指導]

授業を含め、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

##### [直接的指導]

各教科等、各教科・科目等の授業において、人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等、各教科・各科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

##### [間接的指導]

直接的指導以外の授業や全ての保育を通じ、各教科等、各教科・各科目等、保育本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導である。

（「令和5（2023）年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）より）

## イ 授業における人権教育

全ての授業は直接的指導または間接的指導になる。これらは「人権教育のねらい」によって分類される。

## ウ 直接的指導と間接的指導の関係

直接的指導が育成を目指すのは五つの「育てたい資質・能力」であり、間接的指導はその5つの資質・能力につながる「科学的・合理的なものの見方と考え方、豊かな感性など」の育成を目指している。

直接的指導が育成を目指すもの ←	間接的指導が育成を目指すもの
「育てたい資質・能力」①：知性 人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性	個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力など
「育てたい資質・能力」②：判断力 偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力	思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力など
「育てたい資質・能力」③：感受性 共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性	相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や、他者の心情を想像する力など
「育てたい資質・能力」④：技能 互いの人権を尊重しあう人間関係を築くための社会的な技能	自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする技能など
「育てたい資質・能力」⑤：実践力 人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力	生活上の諸問題を主体的に解決しようとする意欲や態度など

(「令和5(2023)年度人権教育推進の手引」より)

## エ 教科指導における間接的指導の例

アで挙げた三つの指導方法において、本項目で注目したいのが間接的指導である。間接的指導とは人権問題を直接的には扱わず、普段の授業の中で人権意識の育成に資する科学的・合理的なものの見方や考え方、豊かな感性などを育てる指導である。つまり、授業の中で人権に関するテーマを直接取り上げているわけではないが、各教科・科目等において設定している本来の目標を達成していく中で、前項のウに示したような「育てたい資質・能力」につながる力を育てる指導である。本項では、どのような指導が間接的指導に該当するのか、いくつか例を示したい。

(1)「知性につながる力」

個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力など

指導例や 学習活動例	<b>【すべての科目に共通】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・意見発表の際、自身と異なる意見も受け入れることができるよう助言する。</li><li>・生徒同士に相互評価をさせる際、評価の公平性や表現の良さに留意させる。</li></ul> <b>【地歴】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・諸外国と日本の文化を比較し、共通点と相違点を見つけさせる。</li></ul>
---------------	---

(2)「判断力につながる力」

思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力など

指導例や 学習活動例	<b>【理科】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・実験結果を踏まえて、その原因を科学的に考察させる。</li></ul> <b>【国語】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・評論などの論理的文章の読解をさせる際に、感情にとらわれず根拠に基づいた筆者の主張と根拠を正確に捉えさせる。</li></ul>
---------------	---

(3)「感受性につながる力」

相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や、他者の心情を想像する力など

指導例や 学習活動例	<b>【国語】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・小説の登場人物の立場に立って心情を読み取らせる。</li></ul> <b>【芸術】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・作品が成立した背景を踏まえ、作品に表現された作者の心情を理解させる。</li></ul>
---------------	---

(4)「技能につながる力」

自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする技能など

指導例や 学習活動例	<b>【公民】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・討論を実施する際に、発言者の主張を最後まで聞き、誤解のないよう根拠を含めて多面的に理解させる。</li></ul> <b>【すべての科目に共通】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・感想や考察の発表をする際、自分の考えを筋道を立てて話すことができるよう、ワークシートに考えをまとめる時間を設ける。</li></ul>
---------------	--

(5)「実践力につながる力」

生活上の諸問題を主体的に解決しようとする意欲や態度など

指導例や 学習活動例	<b>【実習等を伴う科目】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・作業の課題点を洗い出し、意欲的に取り組むことができるよう、グループで解決策を出し合うよう助言する。</li></ul>
---------------	--

授業例：国語科 『羅生門』（芥川龍之介）を教材とした授業（全6時間）

	学習内容および学習活動	人権教育上の配慮	間接的指導が育成を目指すもの
2時	①「下人」が置かれている状況を整理し、心情を理解する。 【物語の概要】 「下人」は長年働いていた勤め先を解雇されたという状況に置かれ、明日を生き延びる手段として〈盗人〉になるということを考えている。	①「下人」の立場になったつもりで、〈盗人〉になるという選択をしようとしながら逡巡する心情を読み取るように指導をする。	①相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や、他者の心情を想像する力
4時	②「老婆」の論理を整理し、そこに彼女の主張する正当性があるかどうかを考える。 【物語の概要】 「老婆」は放置された遺体から髪の毛をむしり、かつらにすることで生計をたてようとする。「下人」から問い詰められた「老婆」は自分の行為の正当性を訴えるために論理を展開させる。	②「老婆」の行為自体を単に猟奇的なものとして捉えたり、嫌悪感から悪と断じたりするのではなく、あくまでも論理の展開から、そこに正当性があるかどうかを判断させる。	②思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力
6時	③ - 1) 「下人」の〈その後〉はどうなったのかを、根拠に基づきながら想像し、物語の続きを書く。  ③ - 2) 1) で書いた〈その後〉の物語をグループ内で発表・共有し、相互評価をする。	③ - 1) 〈その後〉を想像する、という指示だけでは根拠も何もない「妄想」になってしまう恐れがある。本文の表現等に即し、それを根拠とさせて想像させる。  ③ - 2) 発表が苦手な生徒もいるため、傾聴の姿勢を忘れないということを指導するとともに、相互評価をする際の〈言葉〉の選択にも注意するように指導する。	③ - 1) 「本文の表現に即し、それを根拠とさせて想像させる」という活動は <b>思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力</b> を育むことができると考えられる。 ③ - 2) 「傾聴の姿勢を忘れないことを指導する」「〈言葉〉の選択にも注意するように指導する」ことで <b>個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力</b> を育むことができる。考えられる。 「相互評価」という活動を取り入れることで <b>自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたる技能</b> が育まれると考えられる。

エ 参考資料等

- ・「栃木県人権教育基本方針」（栃木県教育委員会 2001年）
- ・「令和元（2019）年度人権教育推進状況調査」（栃木県教育委員会）
- ・「令和5（2023）年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）

### Ⅲ 基礎資料編

#### 1 人権問題の現状について

##### (1) 国際的な取組

国際連合は、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、世界各国に対し人権に関する教育啓発活動の積極的な取組を求めた。

この「10年」の満了後も、引き続き人権教育を推奨する必要があることから、国際連合は、「人権教育のための世界計画」を決議し、平成17(2005)年から平成21(2009)年までを第1フェーズとして、初等中等教育における人権教育の充実を推進した。平成22(2010)年から平成26(2014)年までの第2フェーズでは、初等中等教育での取組を継続させつつ、高等教育における人権教育と、様々な校種の教員及び教育者、公務員、法執行者等のための人権研修プログラムに焦点をおいた取組を行い、平成27(2015)年から平成31(2019)年までの第3フェーズでは、これまでの第1フェーズ、第2フェーズの取組を継続強化するとともに、メディア関係者やジャーナリストへの人権研修の促進をしてきた。

第4フェーズ(2020年～2024年)については、これまでの3段階における取組を強化した上で、重点対象を「青少年」とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととされている。また、この決議には、「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」との連携が盛り込まれている。

##### (2) 国内での取組

国内でも、国際連合における「人権教育のための国連10年」の決議を経て、平成8(1996)年に「地域改善対策協議会意見具申」がなされた。ここでは、差別の解消に向けた人権教育・啓発の積極的な推進や、部落差別(同和問題)を人権問題の重要な柱に据えた上で、同和教育を人権教育として発展的に再構築することが提言された。これを受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、部落差別(同和問題)、女性・子ども・高齢者・障害者・アイヌの人々・外国人・HIV感染者等・刑を終えて出所した人等の問題などが、重要課題の一つとして位置付けられた。

平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行された。この法律は、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにしたものである。

平成14(2002)年には、人権教育・啓発推進法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、あらゆる人々の人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めることが確認された。

この基本計画に基づき、文部科学省では、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて、「人権教育の指導方法等の在り方について」(第一次～第三次とりまとめ)を公表し、令和4(2022)年3月に、その後の国民の意識や社会情勢の変化を踏まえた補足資料改訂版を公表するなど、学校における人権教育の指導方法等の改善・充実を図ってきた。

一方、内閣府は、平成15(2003)年からほぼ5年ごとに、「人権擁護に関する世論調査(以下、「世論調査」)」を実施し、人権擁護に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考としている。

図1は、それぞれの人権課題に対する国民の関心についてまとめたものである。これによると、令和4(2022)年の調査では、関心が高い課題として順に、「インターネットによる人権侵害」を挙げた割合が53.0%、「障害者」を挙げた割合が50.8%、「子ども」を挙げた割合が43.1%、「女性」を挙げた割合が42.5%となっている。

○ あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。(複数回答)

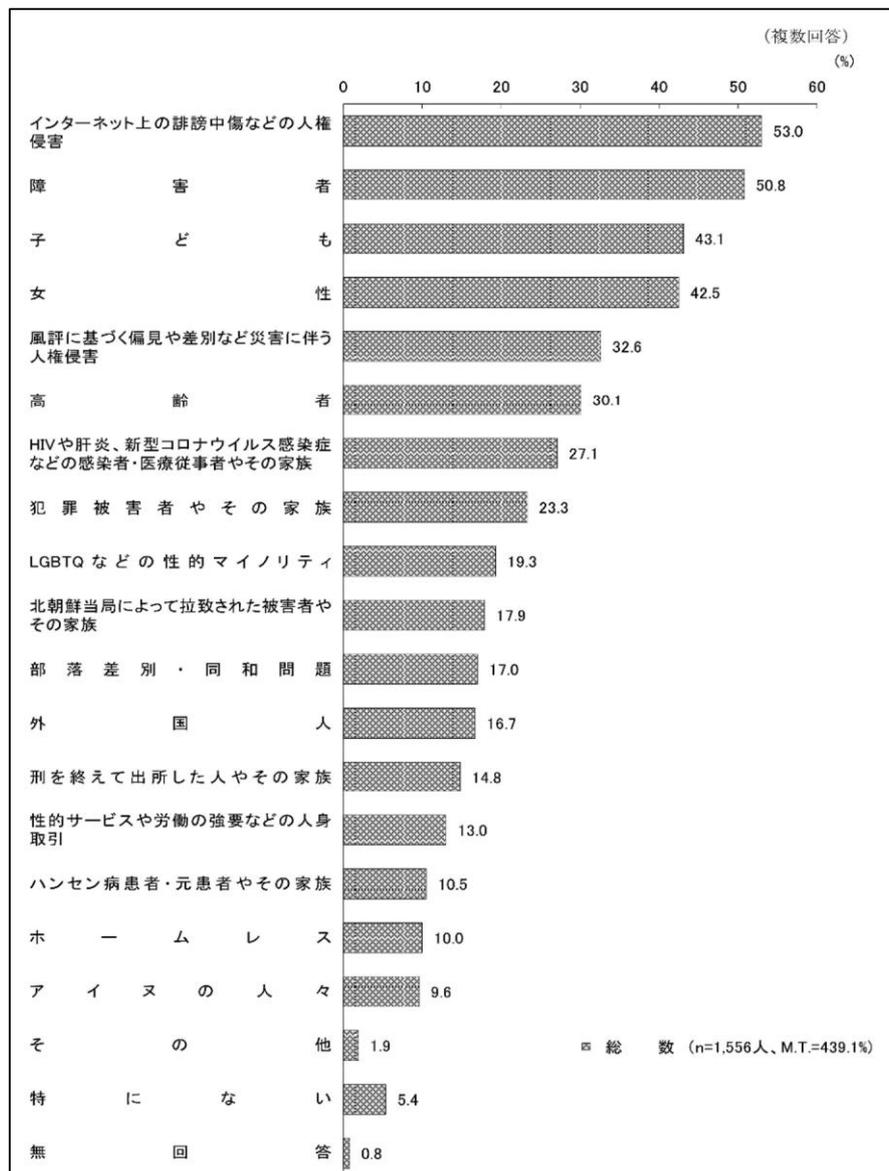


図1 人権課題に対する関心(複数回答・%)

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図2は、「インターネットによる人権侵害」についてまとめたものである。関心が高い人権課題として、インターネット上での人権侵害を挙げた割合は、平成15(2003)年の調査開始以来一貫して増加しており、インターネットによる人権侵害を深刻に捉える人の割合が増加している。法務省人権擁護局「令和4年における人権侵犯事件の状況について」によると、令和4(2022)年に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の総数は7,859件で、平成25(2013)年の22,437件から減少しているものの、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、平成25(2013)年の957件に対し令和4(2022)年は1,721件と増加している。なお、インターネットによる人権侵犯事件数は、プロバイダ等への削除要請件数ベースで集計している。つまり、100の投稿の削除を1回で要請した場合、1件と数えられる点に注意が必要である。処理件数のうち、プロバイダ等に人権侵害情報の削除を求める「要請」の件数は533件であり、令和2(2020)年の578件、平成29(2017)年の568件に次ぐ件数となった。

○ あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)

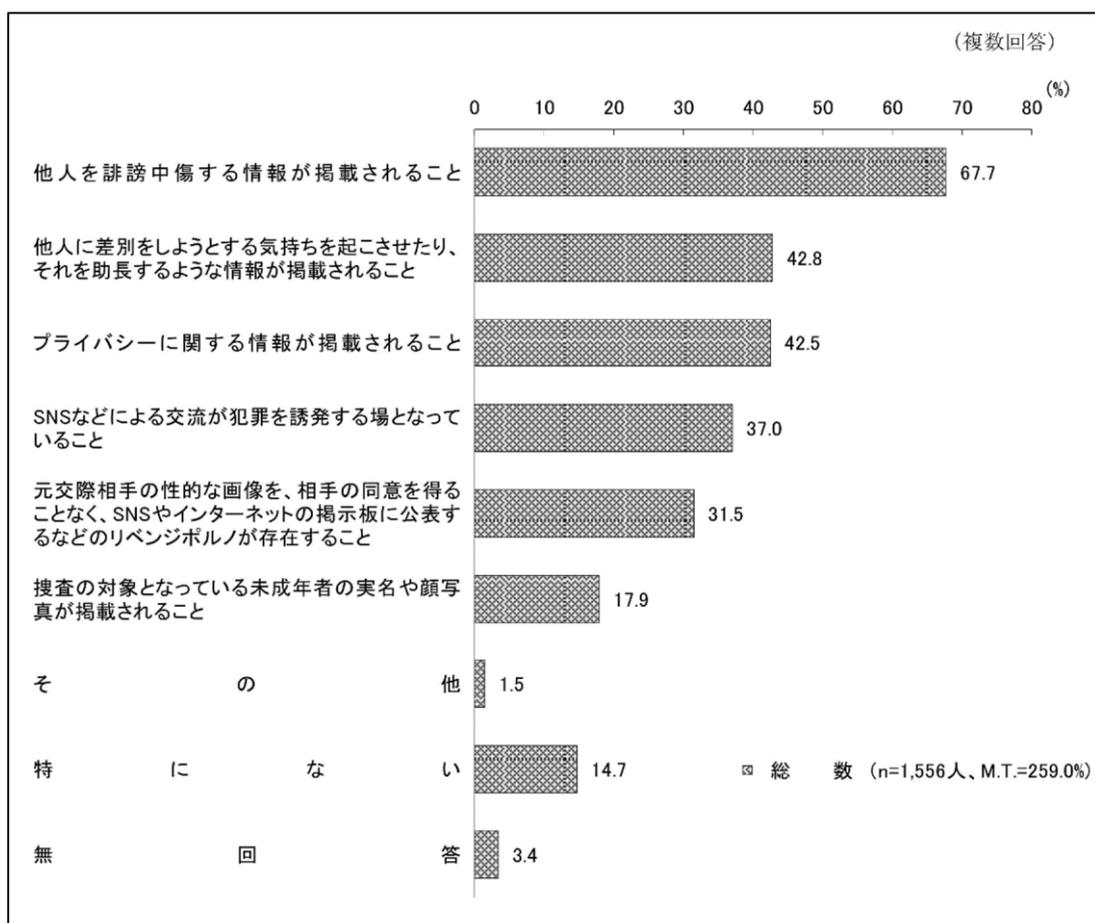


図2 インターネットによる人権侵害(複数回答・%)  
(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図3は、「子どもに関する人権侵害」についてまとめたものである。「いじめを受けること」、「いじめ、体罰や虐待を見てみぬふりをする事」、「虐待を受けること」の3項目は、5割以上の方が子どもの人権をめぐる問題として捉えている。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、こども家庭庁発表の令和4(2022)年度の児童虐待相談対応件数(速報値)は、前年度比5.5%増の21万9,170件で、過去最多を更新した。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。こうした背景のもとで、令和4(2022)年6月にこども基本法が成立し、令和5(2023)年4月に施行されると同時に、こども家庭庁が発足した。これまで、子どもに関わる様々な課題に対する個別の法律はあるものの、平成6(1994)年の子どもの権利条約批准以来、条約に対応した包括的な基本法及び子どもの権利に対する横断的な行政機関はなかった。こども基本法の制定とこども家庭庁の発足が、子どもの権利を保障する第一歩になることが期待される。

○ あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)

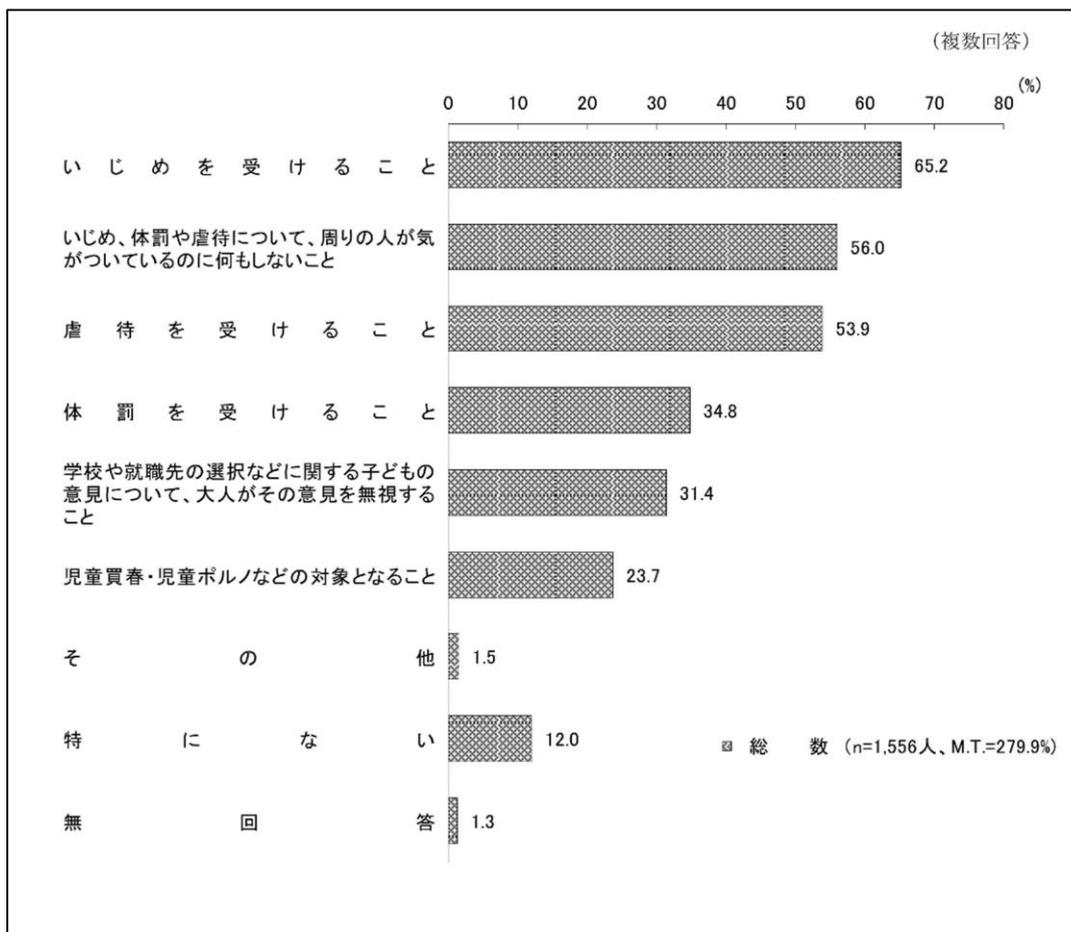


図3 子どもに関する人権侵害(複数回答・%)

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図4は、「障害者に関する人権侵害」についてまとめたものである。「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「差別的な言葉を言われること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」について問題視する人が多い。

障害者差別に関する人権問題については、平成28(2016)年4月に障害者差別解消法が施行された。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

令和3(2021)年5月には、改正障害者差別解消法が成立した。改正前、合理的配慮の提供が、行政機関等は法的義務であったのに対し、民間の事業者は努力義務であった。改正によって、民間の事業者も合理的配慮を提供する法的義務を負うことになった。同法は令和6(2024)年4月に施行される。

「心のバリアフリー」を体現するためには、一人一人が自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力や、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うとともに、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるということを理解し、障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を許さないようにすることが大切である。

○ あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)

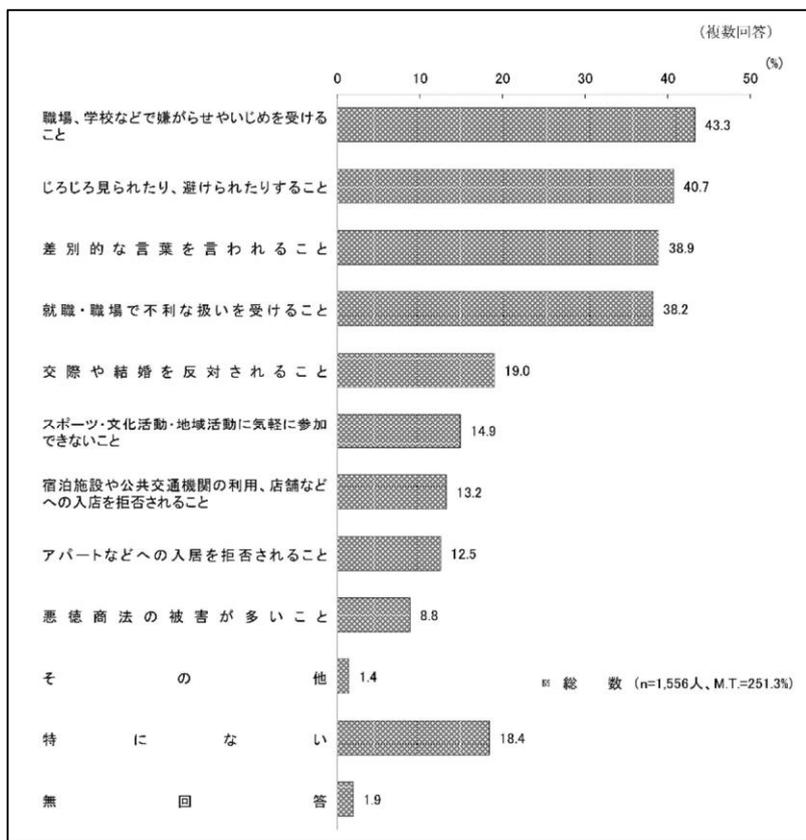


図4 障害者に関する人権侵害(複数回答・%)

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図5は、「外国人に関する人権問題」についてまとめたものである。「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が高い。出入国在留管理庁によると、令和5(2023)年6月末の在留外国人数は322万3,858人(前年末比14万8,645人、4.8%増加)で、過去最高を更新した。新型コロナウイルスの影響により若干減少した期間を除けば、日本に在留する外国人は一貫して増加している。外国人をめぐっては、言語、宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生している。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして問題となっている。

○ あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)

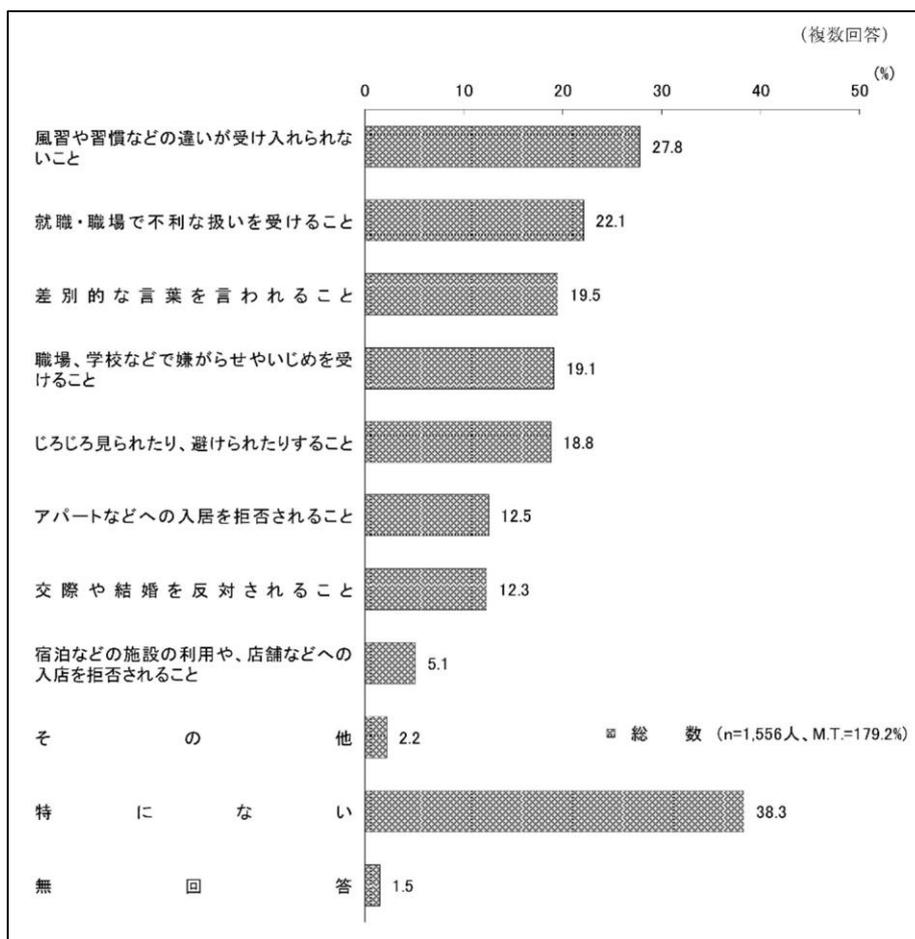


図5 外国人に関する人権問題(複数回答・%)  
(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

### (3) 栃木県における取組

栃木県では、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえ、平成13(2001)年、「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」が策定された。さらに、同年同和行政のあり方について調査審議していた県同和対策審議会意見具申を受け、平成15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が制定された。

この条例を受け、平成18(2006)年、「栃木県人権施策推進基本計画」が策定され、人権教育及び人権啓発、並びに相談・支援に関して、基本的な取組方向が明らかにされた。基本計画の期間は、平成22(2010)年度までの5年間とされ、学校、家庭・地域、企業・団体といったあらゆる場を通じて、人権教育・人権啓発が推進された。平成23(2011)年には、それまでの成果と課題を踏まえ、「栃木県人権施策推進基本計画」の改訂版が策定された。

不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人一人の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、平成27(2015)年度をもって推進期間が終了する「栃木県人権施策推進基本計画」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて新たな「栃木県人権施策推進基本計画」(2016～2025)が策定された。この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、

- ◇一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
- ◇誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
- ◇一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会

の実現を目指すものである。

県教育委員会においては、「栃木県人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権問題を正しく認識し、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、平成13(2001)年に、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、学校においては、発達の段階に応じた人権教育を推進するとともに、指導者の養成と資質・能力の向上、参加体験型の手法による学習を取り入れたりするなど、学習内容及び方法の改善に取り組むことで、人権教育の一層の充実を図ることとした。これにより、これまで取り組んできた部落差別(同和問題)については、人権教育における特に重要な人権問題の一つとして位置付け、その解決に向け、他の人権問題とともに、より一層工夫しながら効果的に指導することとなったのである。これに合わせて、翌平成14(2002)年から、人権教育をすべての学校、すべての地域で円滑に推進するために、指導者用手引書「人権教育の手引」(現在は、「人権教育推進の手引」)を毎年度作成している。

また、令和3(2021)年度からは、「栃木県教育振興基本計画2025 ーとちぎ教育ビジョンー」を実施し、基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を掲げ、「人権教育の充実に向けた連携体制の整備」、「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」、「人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実」を主な取組として、人権教育の一層の充実と人権啓発の推進を図っていくこととしている。

図6・図7は、令和5(2023)年に公表された「栃木県政世論調査」結果の「社会全体の中での男女の地位の平等感」に関する部分である。図6によると、「男性の方が優遇されている」(17.8%)と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」(50.5%)の2つを合わせた『男性優遇』の意識をもつ人は7割近い。一方、「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」(6.1%)と「女性の方が優遇されている」(0.9%)の2つを合わせた『女性優遇』の意識をもつ人は7.0%に過ぎない。また、「平等になっている」(9.7%)と感じる人はほぼ1割となっている。

図7において、性別でみると、『男性優遇』では〈女性〉(71.4%)が〈男性〉(65.4%)より6.0ポイント高くなっている。一方、『女性優遇』では〈男性〉(10.6%)が〈女性〉(4.3%)より6.3ポイント高くなっているものの、『女性優遇』は『男性優遇』と比べて〈男性〉〈女性〉ともに低くなっている。

性/年齢別でみると、『男性優遇』では〈女性65～69歳〉(84.6%)と、〈女性50歳代〉(79.3%)が高くなっている。一方、『女性優遇』では〈男性20歳代〉(25.0%)と、〈男性40歳代〉(20.0%)が高くなっている。

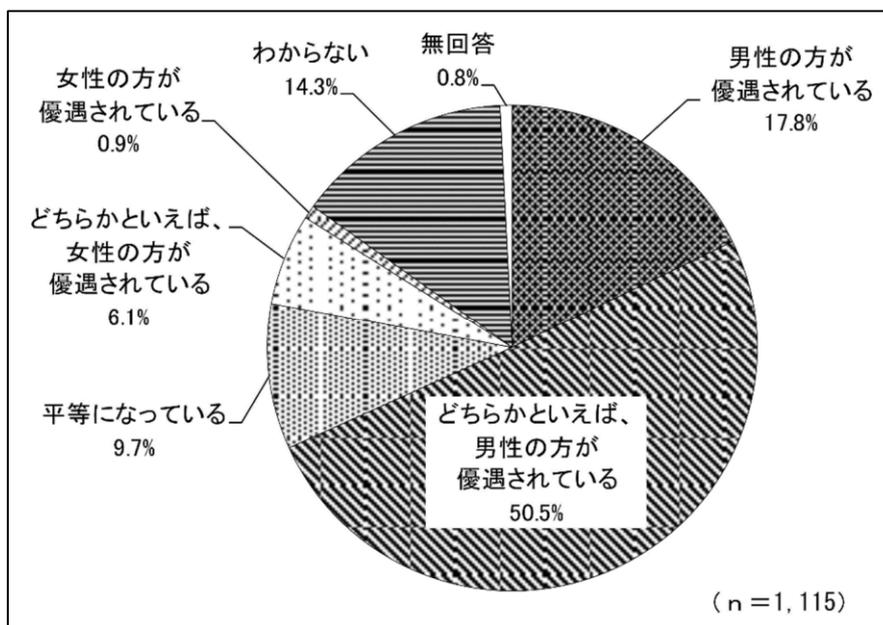


図6 社会全体の中での男女の地位の平等感(%)  
(栃木県「栃木県政世論調査」(R5)より作成)

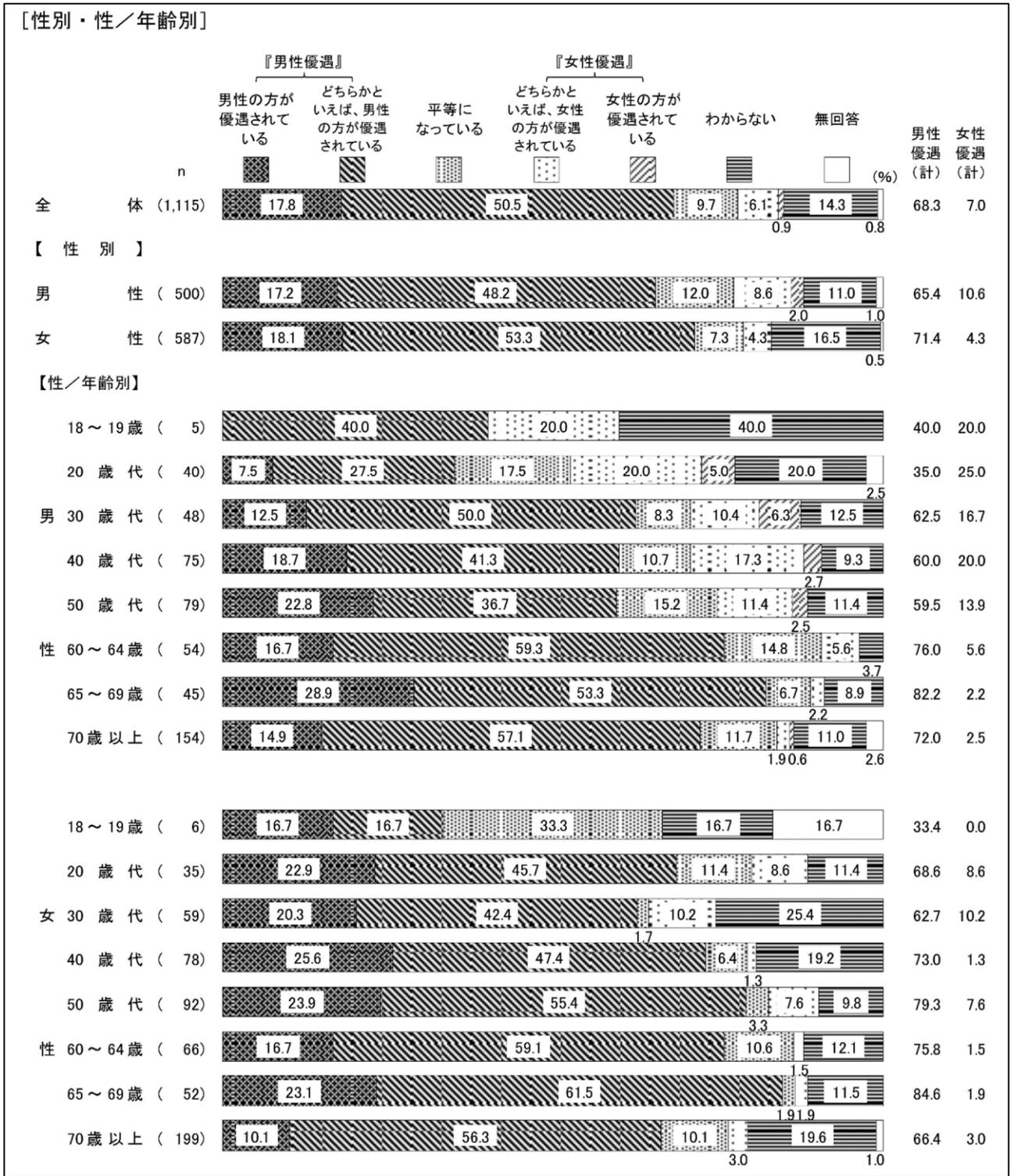


図7 社会全体の中での男女の地位の平等感([性別・性／年齢別]・%)

(栃木県「栃木県政世論調査」(R5)より作成)

図8・図9は、栃木県の令和4(2022)年度の「栃木県政世論調査」における障害者差別の解消に関する部分をまとめたものである。図8によると、障害者から困っていることを伝えられたときやヘルプマークの携帯者を見かけたときの行動や気持ちについて、「自分から進んで声をかけて、配慮が必要か確認する」(13.5%)と「自分から進んで声はかけないが、当事者から求めがあれば、自分にできる範囲で配慮を提供する」(61.8%)を合わせると約75%である。図9によると、「自分から進んで声はかけないが、当事者から求めがあれば、自分にできる範囲で配慮を提供する」と「自分から進んで声をかけて、配慮が必要か確認する」の合計は、〈女性〉(77.2%)が〈男性〉(74.0%)よりも高めである。性/年齢別でみると、特に18～50歳代の〈女性〉で高く、いずれの年代も約8割となっている。〈男性〉では、30歳代(78.3%)が最も高い。

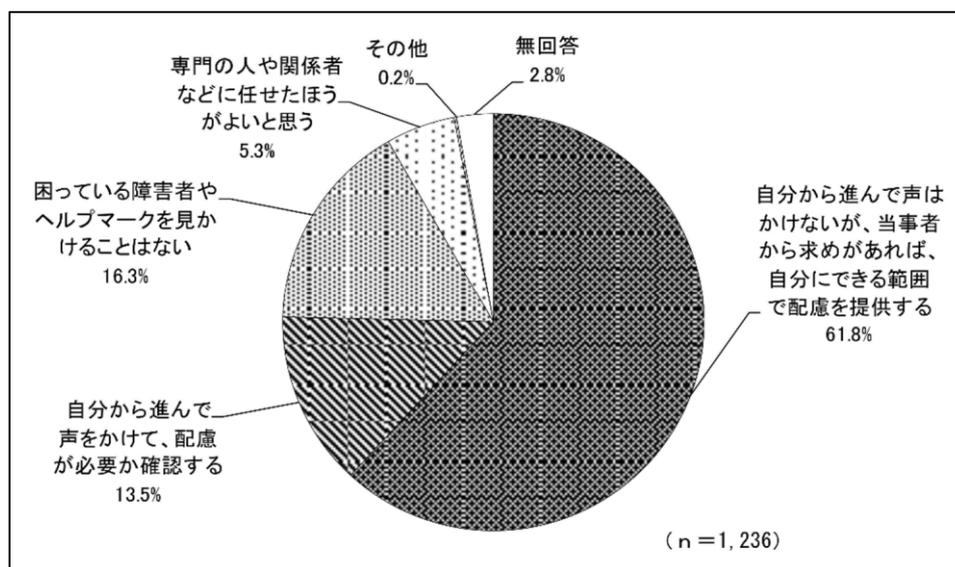


図8 障害者から困っていることを伝えられたときやヘルプマークの携帯者を見かけたときの行動や気持ち (%)  
(栃木県「栃木県政世論調査」(R4)より作成)

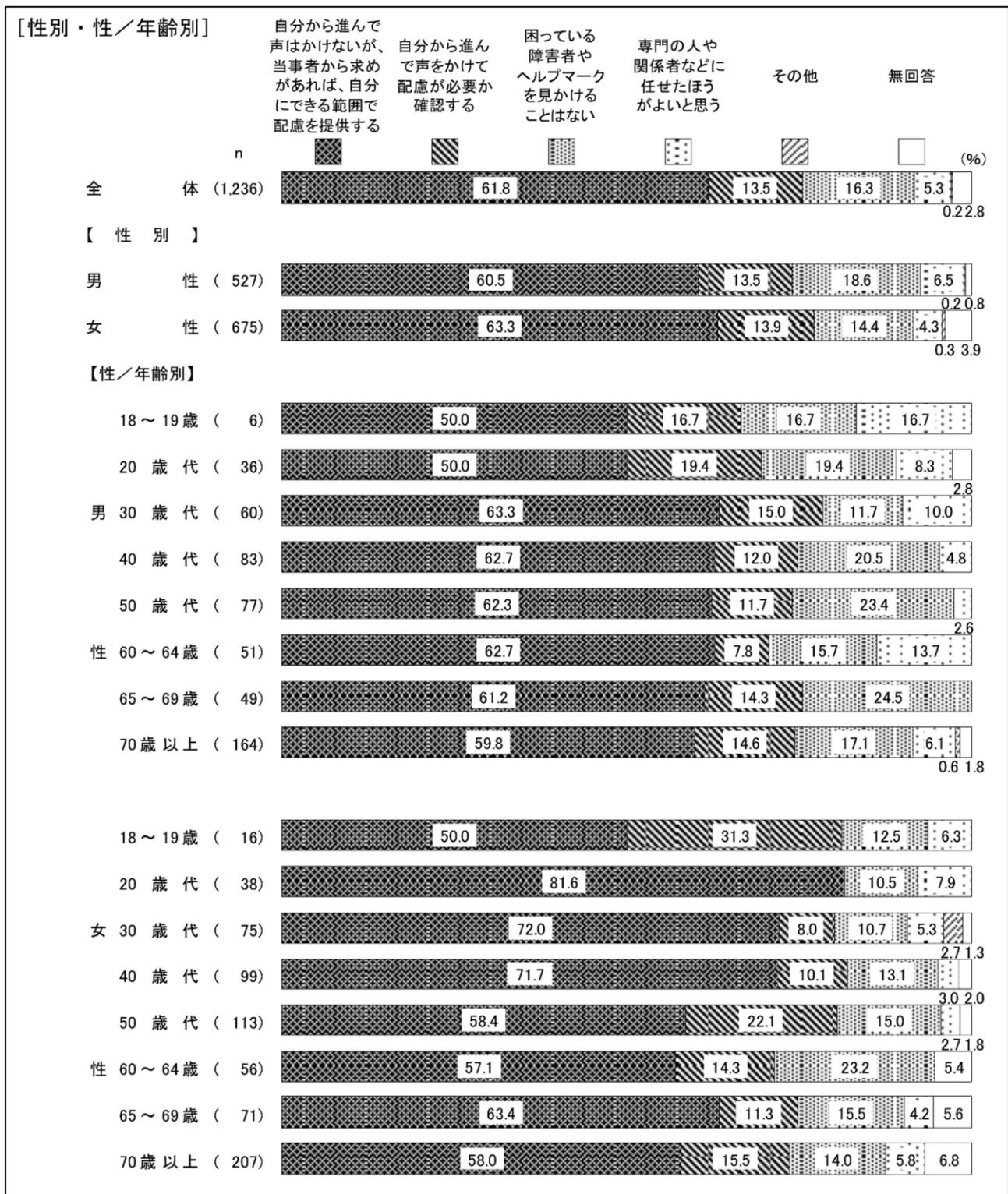


図9 障害者から困っていることを伝えられたときやヘルプマークの携帯者を見かけたときの行動や気持ち  
 ([性別・性／年齢別]・%)

(栃木県「栃木県政世論調査」(R4)より作成)

図10・図11は、栃木県の令和5(2023)年度の「栃木県政世論調査」におけるケアラーに関する部分をまとめたものである。栃木県では、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、令和5(2023)年4月に栃木県ケアラー支援条例が施行された。この条例において、ケアラーを、「高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方」と定義し、このうち18歳未満をヤングケアラーとした。図10によると、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」と「聞いたことはない」の合計は、5割以上になっている。図11によると、「聞いたことがあり、内容も知っている」では〈女性〉(49.2%)が〈男性〉(39.4%)より9.8ポイント高く、「聞いたことはない」では〈男性〉(26.2%)が〈女性〉(19.6%)より6.6ポイント高い。なお、18～19歳は母数が少ないものの、男女ともに若年齢層ほど「聞いたことはない」の割合が高い傾向がある。ヤングケアラーは、その責任や負担の重さから、心身の健康や学業、友人関係などに影響が出てしまうことがあるものの、自分がヤングケアラーだと自覚していない子どもも多いという現状がある。

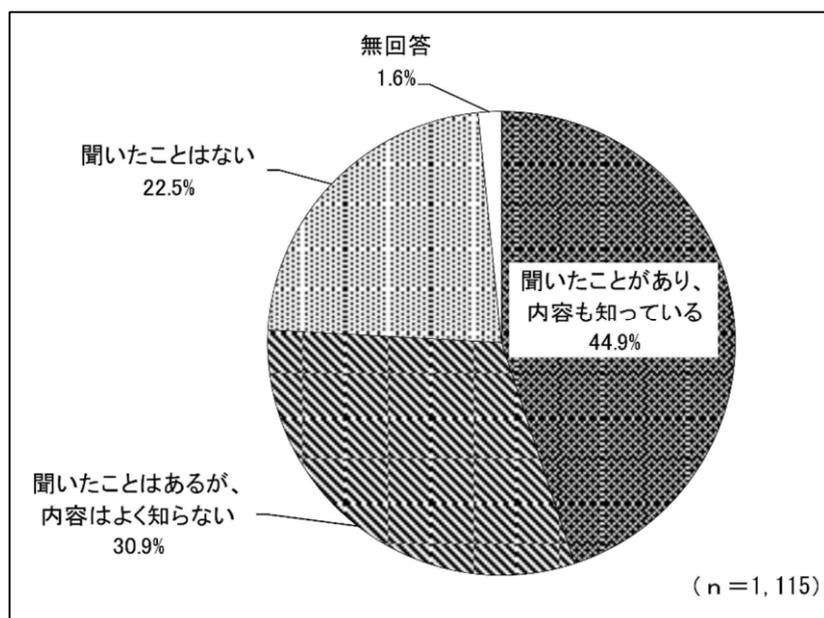


図10 「ケアラー」という言葉の認知度(%)  
(栃木県「栃木県政世論調査」(R5)より作成)

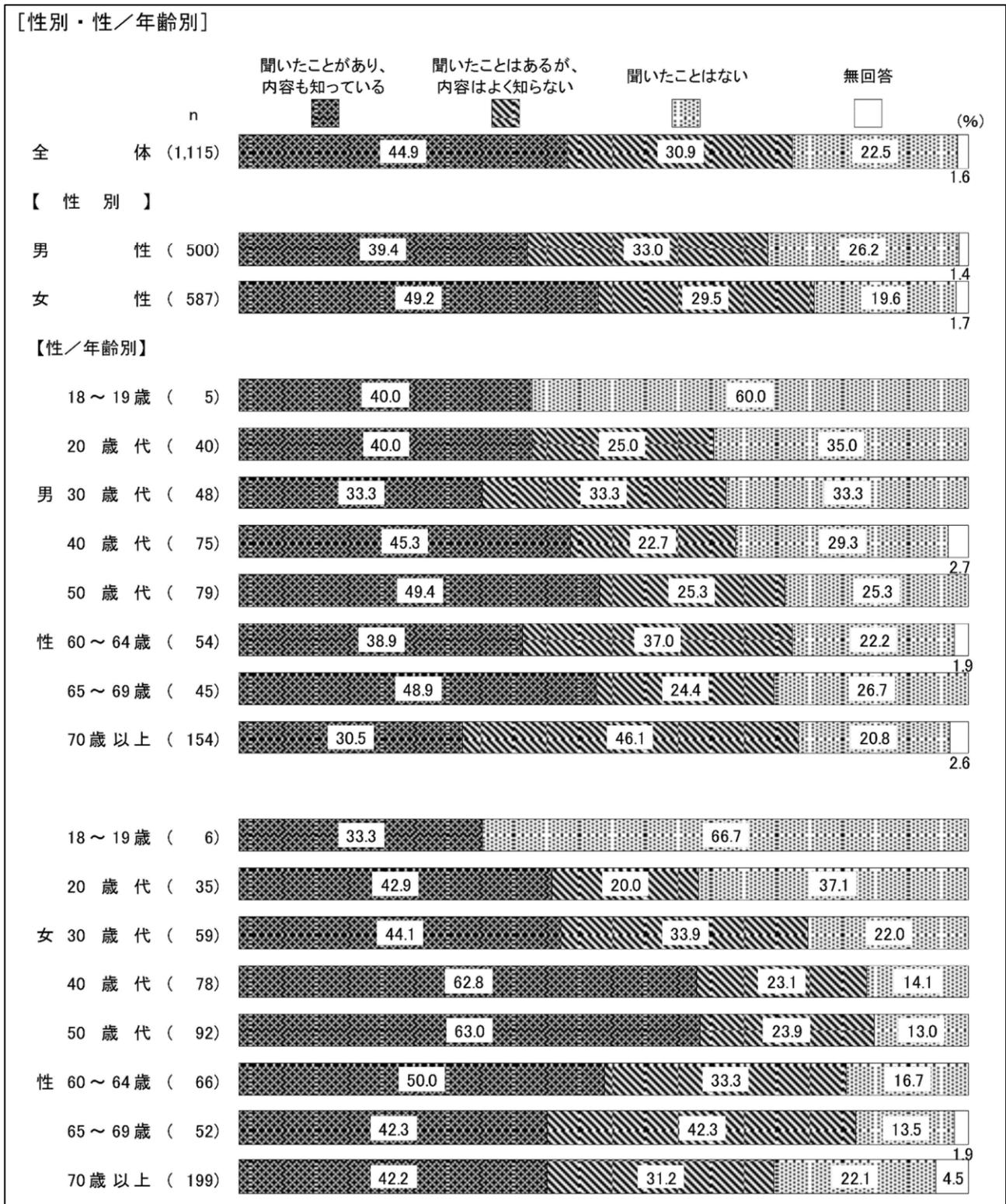


図11 「ケアラー」という言葉の認知度（[性別・性／年齢別]・%）

（栃木県「栃木県政世論調査」（R5）より作成）

### Ⅲ 基礎資料編

## 2 部落差別(同和問題)について

### (1) 同和問題と同和地区

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々が経済的・社会的に低位の状態におかれ、長年にわたり差別を受けてきた。これらの人々は、明治4(1871)年の太政官布告第61号(以下「解放令」という)により、法制度上は平等となった。しかし、その後も、被差別部落(同和地区)と呼ばれる地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚、就職、その他日常生活の上でさまざまな差別を受けてきており、現在もなお、心理的差別は解消されていない。部落差別(同和問題)は、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる、重大な問題である。

### (2) 明治時代の身分解放から大正時代の社会的気運

#### ア 解放令

明治元(1868)年、明治天皇を中心とする新政府が成立した。新政府は、武士と百姓・町人という江戸時代の身分制度を改め、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民とした。また、平民に名字の使用を許可し、身分による結婚・職業・居住地の制限も廃止した。明治4(1871)年には、「穢多・非人などの称を廃止し、身分・職業とも平民と同様とする」という、いわゆる「解放令」を出した。法制度上、身分差別をなくしたことは画期的なことであった。

解放令は職業選択の自由をもたらしたが、そのことは、皮革業や警護など、被差別部落の人々が、これまで独占的に携わってきた職業での特権が奪われることにもつながった。また、新たな職業に就く際に、厳しい就職差別もあったため、被差別部落の人々は不安定で条件の悪い仕事に従事せざるを得なくなり、経済的困窮に追い込まれていった。

明治5(1872)年には、わが国ではじめての近代かつ全国的な戸籍(いわゆる壬申戸籍)が作られた。このとき、被差別部落の人々は、解放令に基づき平民とされたが、一部地域の戸籍には、「新平民」や「元穢多」などと記載されていたこともあり、差別意識が解消されるどころか、被差別部落の人々への差別意識をさらに強めることとなってしまった。また、新政府が差別解消や生活改善のための政策をとらなかったこともあって、就職、教育、結婚、居住などでの差別が根強く続いた。これに対して、解放令をよりどころに、差別からの解放と生活の向上を求める動きが、各地で起こった。

#### イ 全国水平社

大正時代になり、デモクラシー(民主主義)の風潮が高まる中、被差別部落の人々は、全国水平社を結成し、団結することで人間としての平等と自由を取り戻し、差別からの解放をめざす運動(解放運動)を進めた。

大正11(1922)年、京都の岡崎公会堂で全国水平社の創立大会が開催され、西光万吉さいこうまんきちらに

よって起草された水平社宣言が採択された。水平社の設立は、被差別部落の人々に勇気を与えるとともに、部落差別の問題について社会的認識を深めることに大きく貢献した。その後、水平社の運動は全国に広がり、各地で水平社が結成された。

その結果、部落差別の問題は重大な社会問題と認識されるようになり、行政も徐々にこの問題への取組を開始した。大正 14(1925)年に内務省の後押しで「中央融和事業協会」が設立されたのをはじめ、融和運動として、全国的に官民の合同事業が実施された。しかし、これも我が国が戦時体制に入っていくにつれて縮小されていった。

#### 水平社宣言(一部)

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何んであるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

### (3) 戦後の特別対策による実態的差別の解消

被差別部落は、住宅や道路などの改善の機会が阻害されたことにより、長い間、劣悪な生活環境にあった。また、就職や教育の機会に恵まれなかったため生活水準も低い状態にあった。このため、国による総合的な施策が必要であるとの認識が高まり、昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」では、同和問題の解決は「国の責務」であり「国民的課題」とであるとされた。

この答申を受けて、昭和 44(1969)年に「同和対策事業特別措置法(同対法)」が制定された。これ以降も、昭和 57(1982)年に「地域改善対策特別措置法(地対法)」が、昭和 62(1987)年には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が制定された。これらの三法に基づく特別対策により、生活環境の改善、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発などが行われた。その結果、生活環境などが大きく改善されたことから、最後の特別措置法である地対財特法は、平成 14(2002)年 3 月をもって失効し、同対法の制定以来 33 年間にわたって進められてきた特別対策は終了した。

しかしながら、同和地区と他の地域との生活実態面での格差(実態的差別)は、相当程度解消されたものの、同和地区の人々に対する差別意識は、未だに人々の観念や意識に潜在しており、言葉、文字、行為などの表面に現れる差別(心理的差別)は、インターネット上での差別的な表現など形を変えながら、現在もなお続いている。

#### (4) 今もなお残る心理的差別

図1は、令和4(2022)年に内閣府が実施した世論調査で、部落差別(同和問題)に関して、「部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことか」について聞いた結果である。

○ 部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)

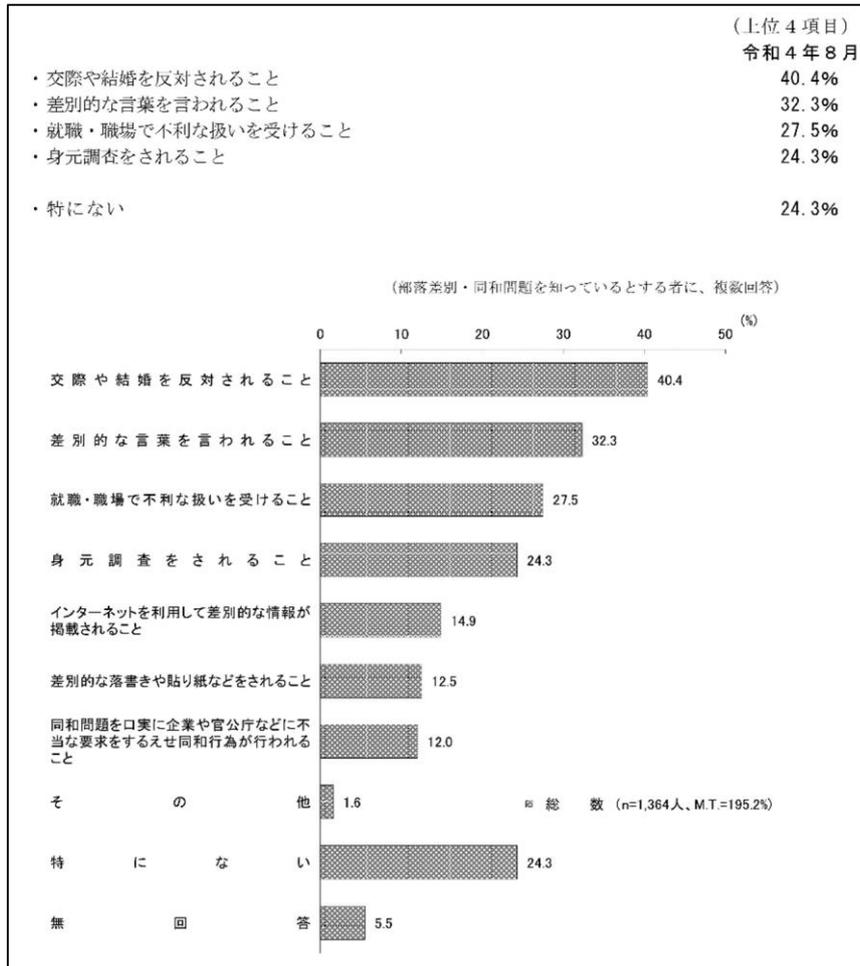


図1 同和問題に関する人権問題(「部落差別・同和問題を知っている」とする者に複数回答・%)

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

これによると、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた割合が40.4%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(32.3%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(27.5%)、「身元調査をされること」(24.3%)などの順となっている。

結婚に際して、自分の交際相手が被差別部落(同和地区)出身であると分かった場合、結婚をためらったり、親や親戚から結婚を反対されたりするなどの心理的差別が、現在も残っている。今もなお、不合理な価値観や「因習」に支配されたものの見方や考え方が、根深く存在しているのである。

就職に際して、被差別部落(同和地区)出身ということで、採用を拒まれるといったことは、決して許されることではない。昭和50(1975)年には、全国の同和地区の所在地等を記載した冊子が発行され、相当数の企業が購入していた事実が発覚した。この冊子は直ちに回収の上、焼却された。これが「部落地名総鑑事件」である。この事件により、企業での

採用や人事管理において、同和地区関係者への差別が続いている現実が明らかになった。現在では、公正な採用を確保するため、本籍地等を削除した統一応募用紙の使用や、公正採用選考人権啓発推進員の設置が行われるなど、さまざまな改善に向けた取組がなされている。

このほか、最近では、高度情報社会の進展により、インターネットの掲示板などに、被差別部落(同和地区)への偏見を助長するような情報が書き込まれるなどの問題が増えている。被差別部落(同和地区)やその出身者などを誹謗・中傷する内容を含むこともあり、人権侵害につながる重大な問題となっている。

このように、部落差別(同和问题)は、依然として根深く存在しており、未だ解決に至っていない問題であり、今後も重要な人権課題として扱わねばならないのである。

図2は、令和4(2022)年に内閣府が実施した世論調査で、「現在もなお部落差別・同和问题が存在するのは、どのような理由からだと思うか」について聞いた結果である。「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が60.9%、「部落差別・同和问题の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が43.8%、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」が27.6%となっている。

○ 現在もなお部落差別・同和问题が存在するのは、どのような理由からだと思いませんか。(複数回答)

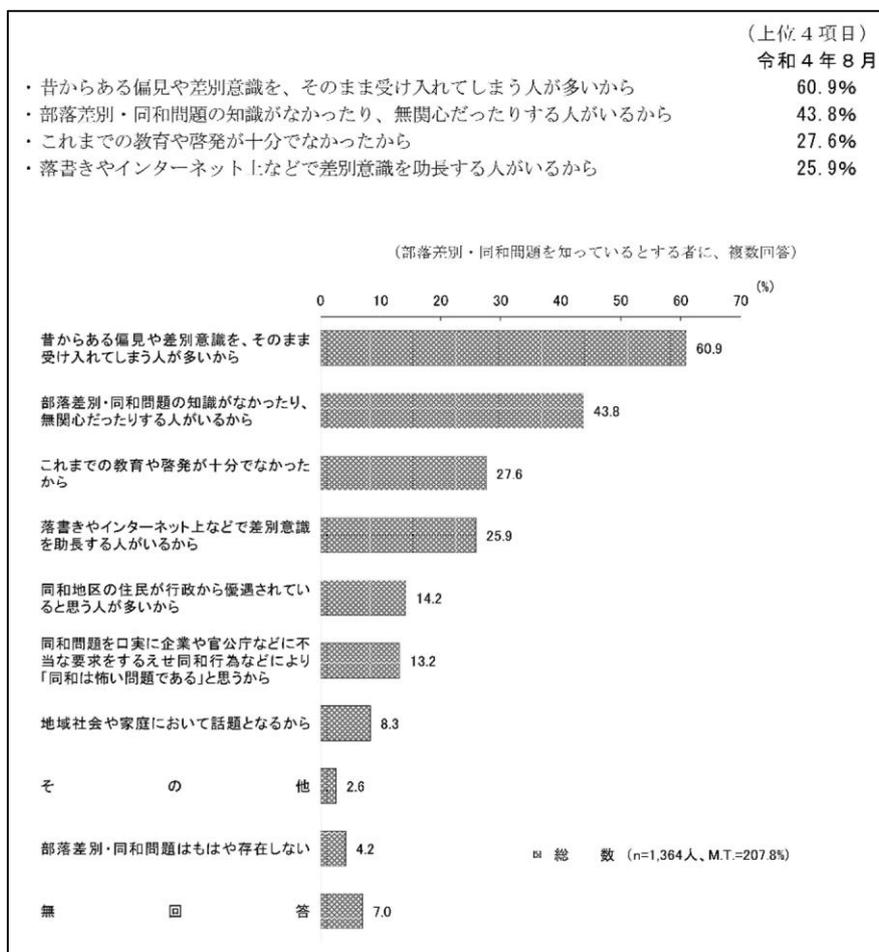


図2 現在もなお部落差別・同和问题が存在するのは、どのような理由からだと思いませんか(複数回答・%)  
(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図3は、「部落差別・同和問題を知ったきっかけ」についてまとめたものである。「部落差別・同和問題を知らない」は18～29歳が14.7%と最も高く、若年層ほど割合が高くなる傾向にある。

知ったきっかけとしては「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、依然として根深く存在している同和問題を解決するために、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組が重要である。

○ あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。

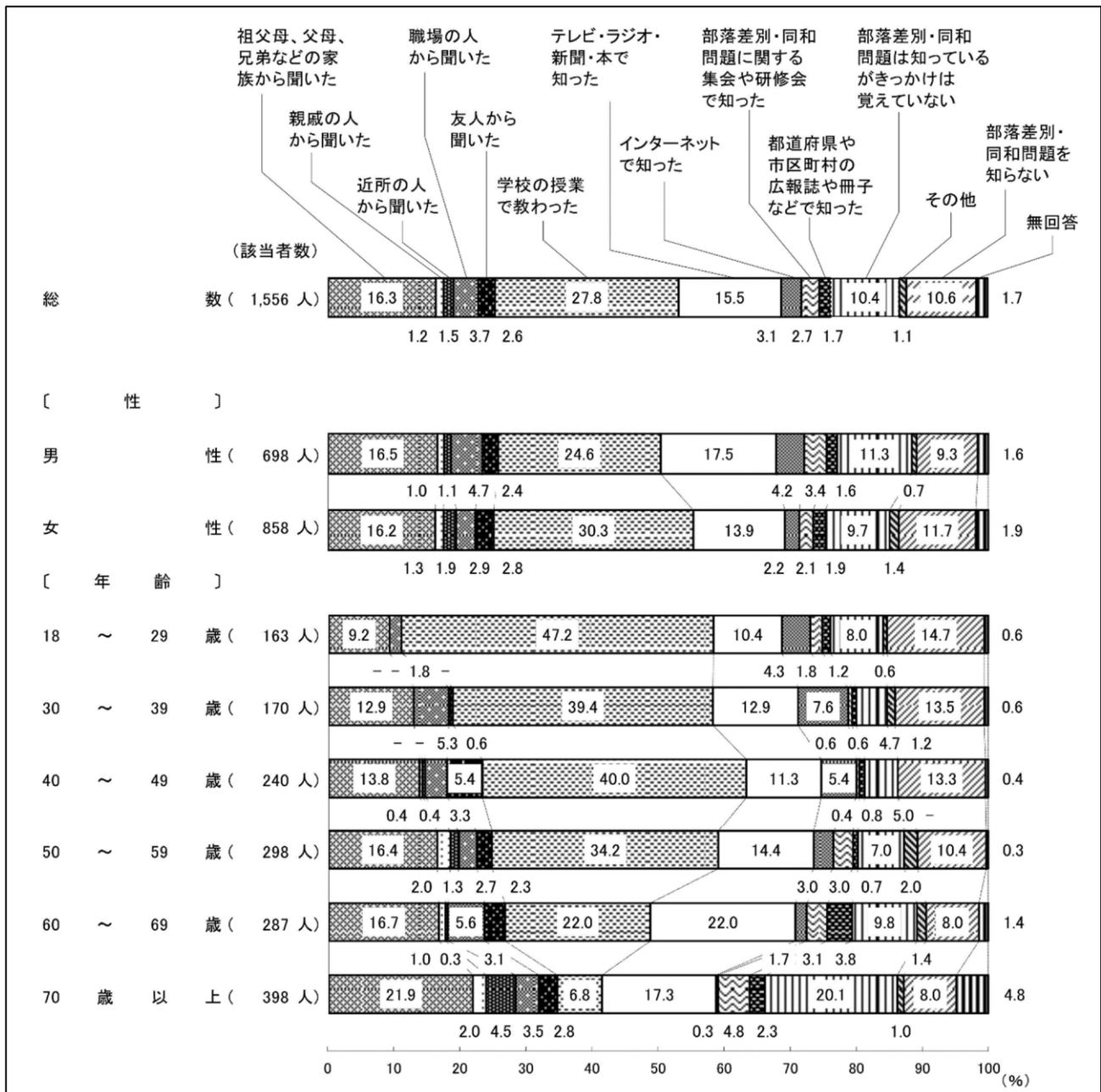


図3 部落差別・同和問題を知ったきっかけ(%)

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(R4)より作成)

図4は、栃木県の「人権に関する県民意識調査」(令和3年)で、「同和問題(部落差別)について、現在どのような差別が起きていると思うか」の結果をまとめたものである。栃木県においては、特別対策事業の実施などにより、同和地区と他の地域との生活実態面での格差は相当程度解消されているが、依然として結婚問題を中心とした心理的差別が残るほか、インターネットを利用した差別情報の掲載などの問題も発生している。

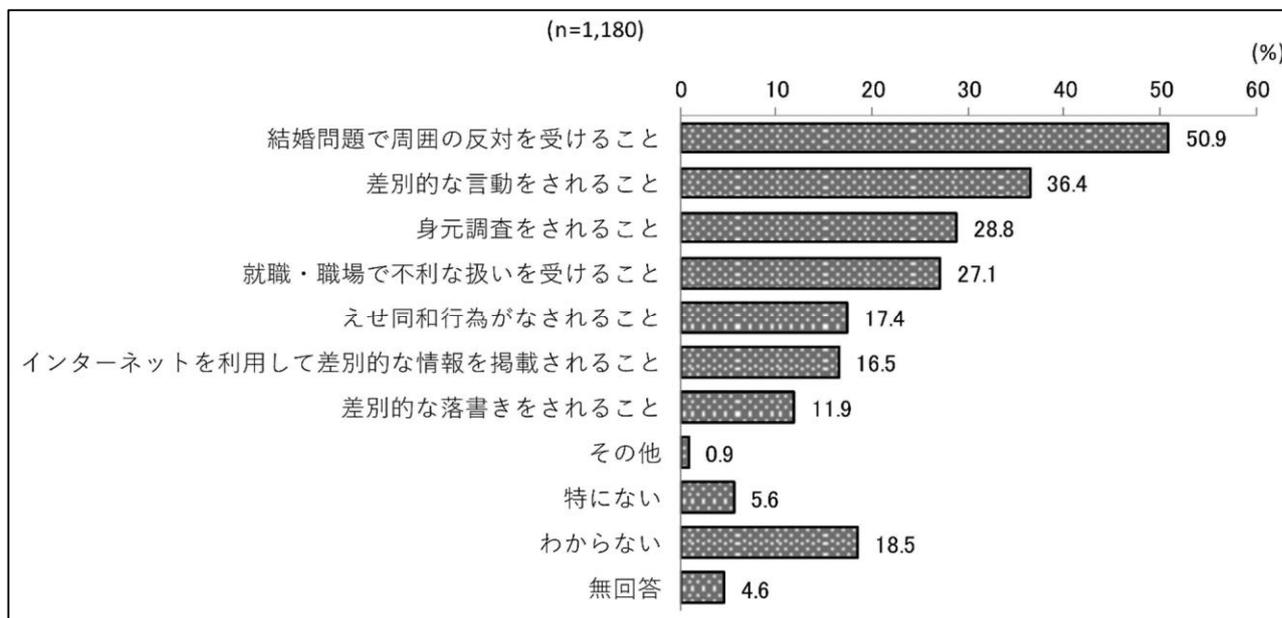


図4 同和問題(部落差別)について、現在どのような差別が起きていると思うか(複数回答・%)  
(栃木県「人権に関する県民意識調査」(R3)より作成)

### (5) 「えせ同和行為」－同和をかたる悪徳商法－

同和問題の解決を遅らせている要因の一つに、「えせ同和行為」がある。えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に努力しているかのように装って、企業や官公庁などに高額な書籍等売りつけたり、不当な寄付を募ったりする行為である。えせ同和行為の横行を許すことは、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々のイメージを損なうばかりでなく、これまでの教育と啓発の効果を一挙に覆し、「同和問題」への誤った意識を植え付ける大きな原因となる。同和問題の解決のためにも、えせ同和行為の横行を断固排除し、毅然とした態度で対処することが重要である。

### (6) 同和問題の解決をめざして

平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体では、同和問題を重要な人権問題の一つとして掲げ、人権の視点からさまざまな施策を積極的に展開している。また、平成28(2016)年にはいわゆる「部落差別解消推進法」が制定されている。しかしながら、同和問題については、「そっとしておけば知っている人も少なくなり、差別も自然になくなる」という考え方が依然として根強い。これは「寝た子を起こすな」論と言われている。

同和問題に限らず、「知らない」ということは、偏見を生みやすく、「寝た子を起こすな」という考え方は、結果的に差別を温存することにつながるだけである。「寝た子を起こすな」

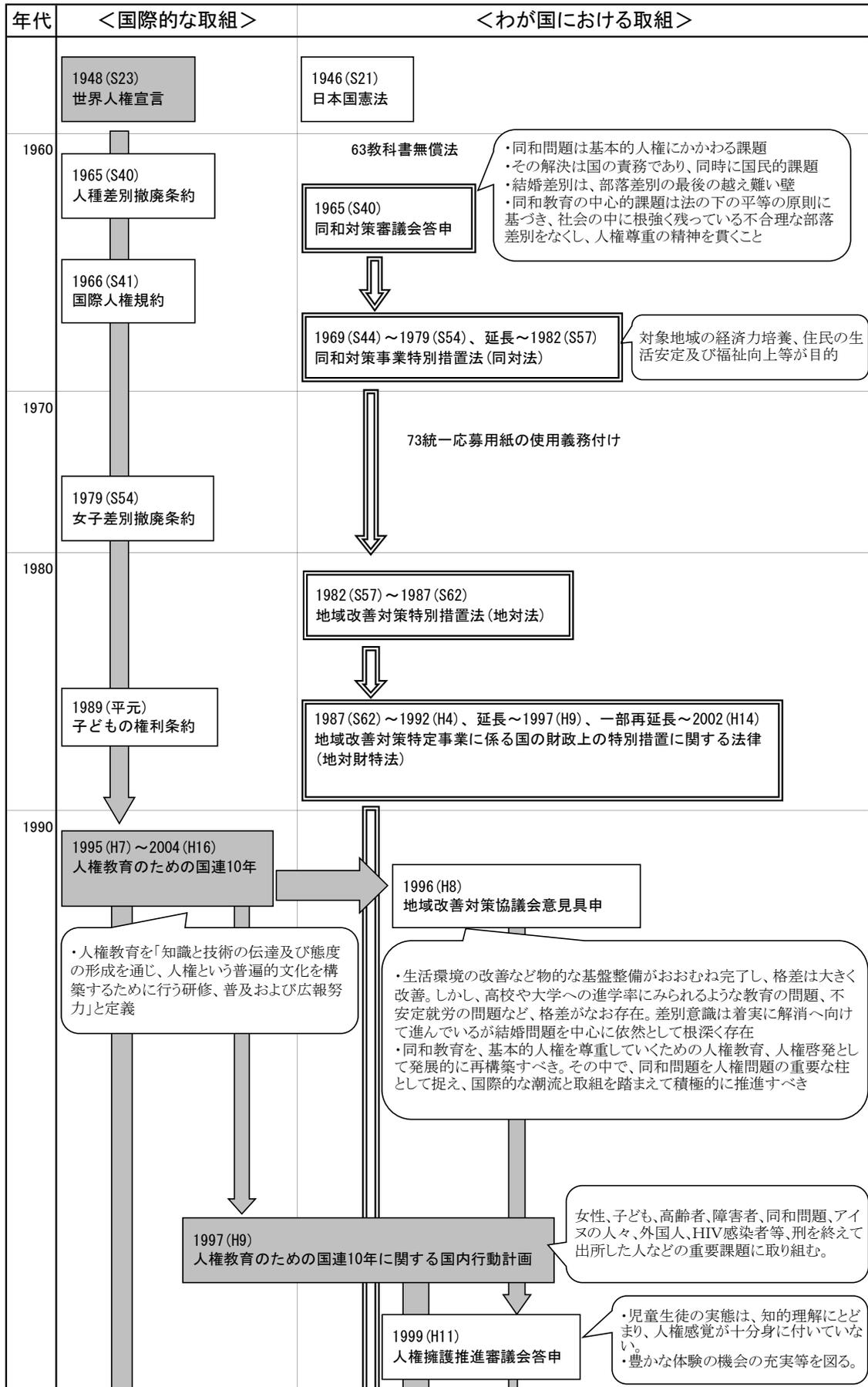
論は、差別を受けている人に対し、「この先 10 年後か 100 年後か分からないが、いつかは差別がなくなるから、じっと我慢していて」と言っているようなものであるが、明治 4 (1871) 年に解放令が出されてから 150 年以上、大正 11 (1922) 年に全国水平社が結成されてから 100 年以上が経過した。私たちには、同和問題について正しく理解し、一人ひとりが同和問題の早期解決に向けて、主体的に行動していくことが求められている。

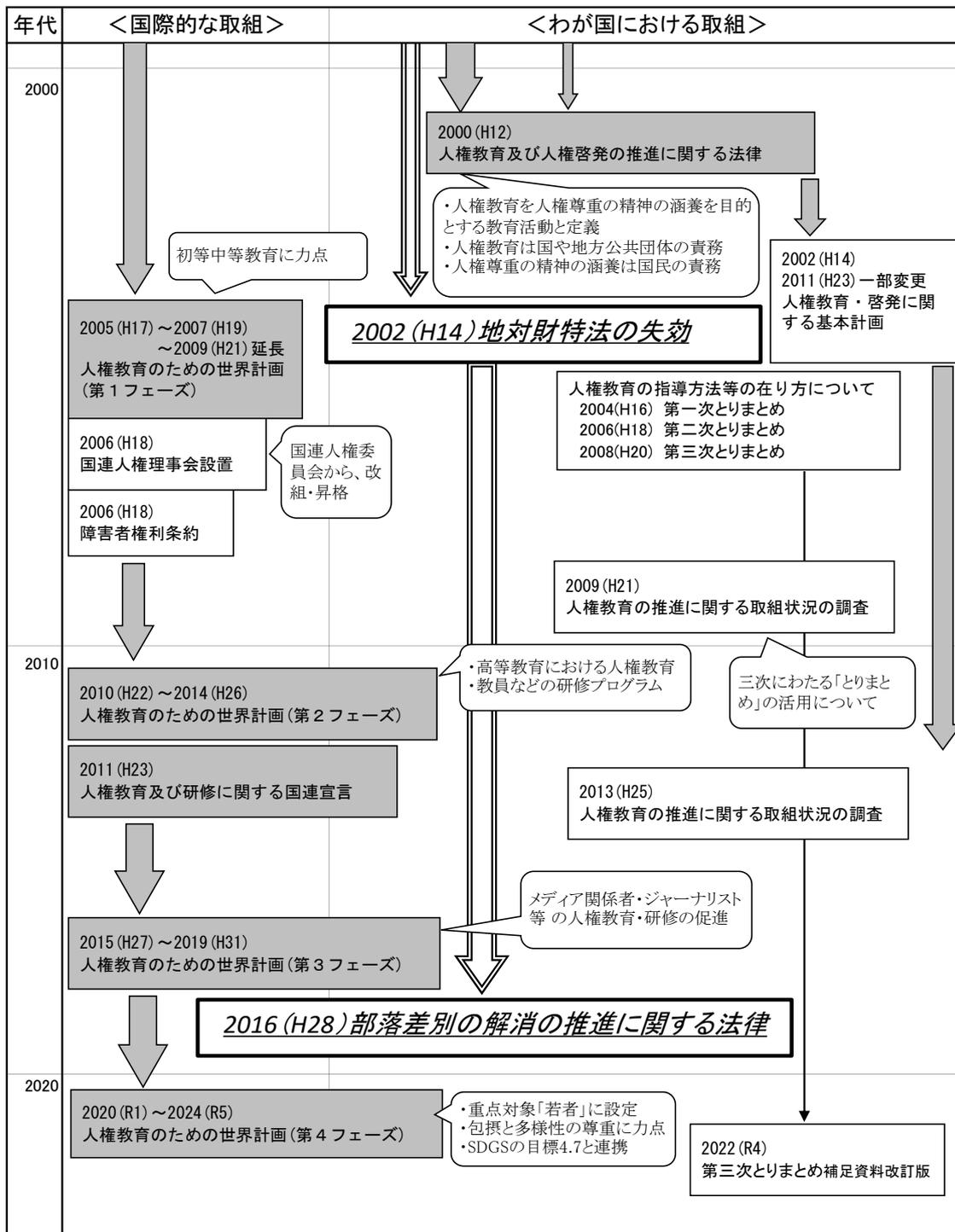
## <参考文献>

「人権教育基本資料」 栃木県教育委員会	2008 年
「人権に関する県民意識調査」 栃木県	2021 年
「誰もが幸せに生きていくために」 栃木県教育委員会事務局総務課	2011 年
「県立学校人権教育関係資料 第 33 集」 栃木県教育委員会事務局高校教育課	2021 年
「令和 4 年度栃木県政世論調査」 栃木県	2022 年
「令和 5 年度栃木県政世論調査」 栃木県	2023 年
「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」 栃木県	2016 年
「人権教育・啓発白書(令和元年度版)」 法務省・文部科学省	2019 年
「人権擁護に関する世論調査」 内閣府	2023 年
「人権の窓 令和 2 (2020) 年度高校 1 年学習資料」 栃木県教育委員会事務局総務課	2020 年
「令和 5 (2023) 年度 人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会事務局教育政策課	2023 年
「同和教育への招待」 中野睦夫 池田 寛 中尾建次 森実 解放出版社	2000 年
「知っていますか？ 部落問題一問一答」 第 2 版 編集委員会編 解放出版社	2002 年
「これでわかった！部落の歴史」 上杉聰 解放出版社	2004 年
「知っていますか？ 同和教育 一問一答」 森実 解放出版社	2004 年
「部落差別はなくなったか？」 塩見鮮一郎 緑風出版	2005 年
「問い直す「部落」観」 小松克己 緑風出版	2006 年
「部落問題論への招待」 第 2 版 寺木伸明 野口道彦 解放出版社	2006 年
「部落史に学ぶ 2」 外川正明 解放出版社	2006 年
「改訂 部落問題・人権・同和教育教材集」 黒田伊彦 柘植書房新社	2009 年
「これでなっとく！部落の歴史」 上杉聰 解放出版社	2010 年
「ビジュアル部落史」 大阪人権博物館編 解放出版社	2010 年
「近代部落史」 黒川みどり 平凡社新書	2011 年
「新・部落差別はなくなったか？」 塩見鮮一郎 緑風出版	2011 年

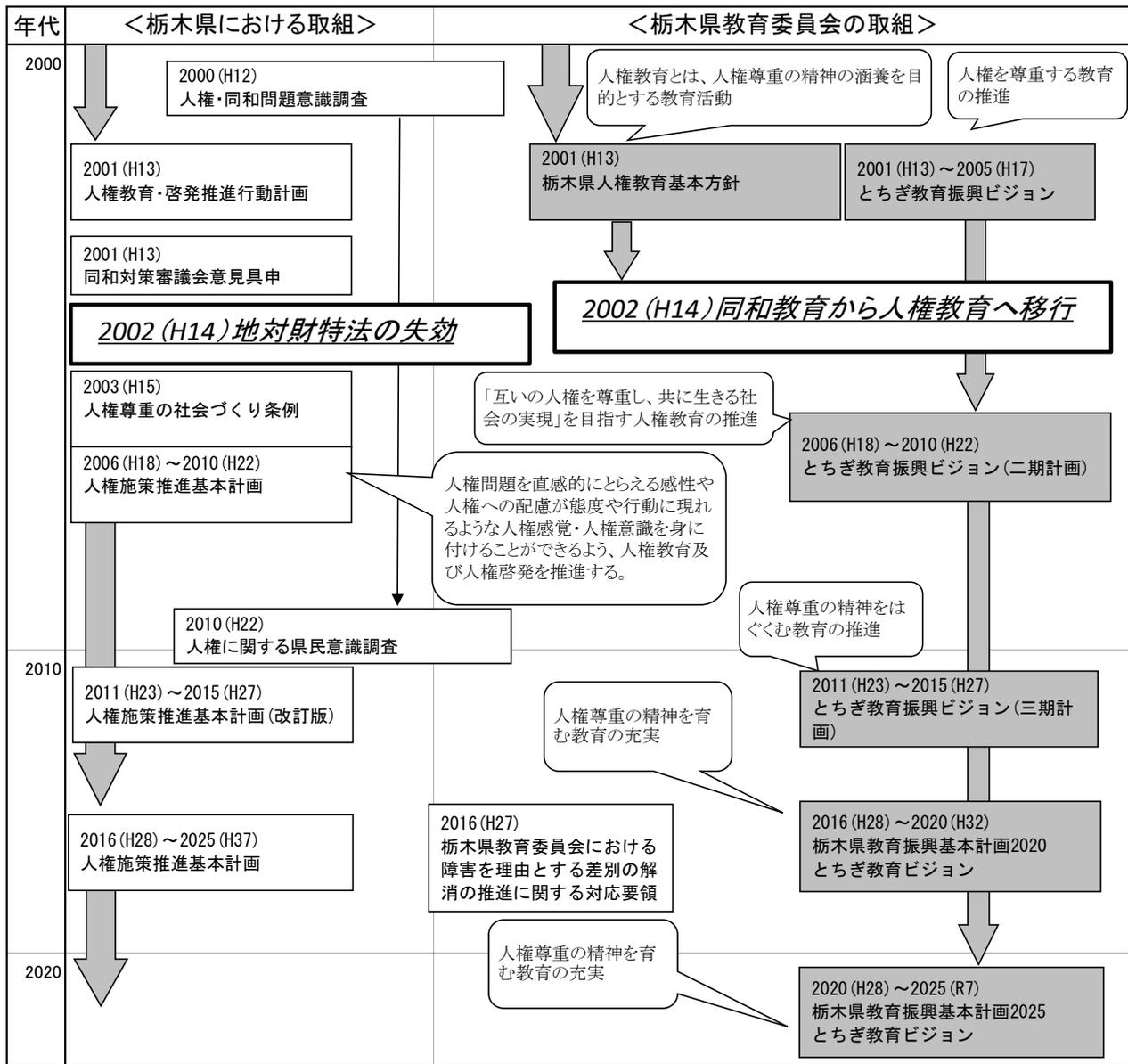
### Ⅲ 基礎資料編

## 3 人権教育推進の流れ





年代	＜栃木県における取組＞	＜栃木県教育委員会の取組＞
1960		
1970	<p>1973 (S48) 同和対策への取組開始</p> <p>1976 (S51)、1979 (S54) 同和対策総合計画 同和対策新総合計画</p>	<p>1974 (S49) 同和教育への取組開始</p> <p>1976 (S51) 同和教育基本方針</p> <p>同和教育とは、<u>法の下の平等の原則に基づき、社会の中に根強く存在する不合理な部落差別をなくし、人権尊重を貫く教育</u></p>
1980	<p>1982 (S57) 地域改善対策総合計画</p> <p>1987 (S62)、1992 (H4)、1997 (H9) 地域改善対策新総合計画 地域改善対策新総合二期計画 地域改善対策新総合三期計画</p>	<p>「県同和教育推進の指針」へ追加された主な言葉</p> <p>1980(S55)－小中高における一貫性 1983(S58)－共感的、感性的理解 1988(S63)－児童生徒の望ましい人権感覚 人間関係の醸成</p>
1990	<p>1996 (H8) 同和対策審議会意見具申</p>	<p>1993(H5)－明るい展望のもてる指導の充実 1993(H5)－生涯学習の観点 1996(H8)－教職員の人権意識の高揚</p> <p>1997 (H9) 改正 同和問題を人権という視点から捉え、解決に向けて努力する必要がある。</p> <p>1997(H9)－国際的な人権意識の高まり</p> <p>2000(H12)－豊かな体験の機会の充実</p>



《表紙イラスト》令和5年度人権に関するイラスト入賞作品

題 名： 「認め“愛”の世界に」

作 者： 門井唯華 佐野日本大学高等学校

制作意図： 人種や国籍に関係なく、誰もが承認され、互いに認め合う平和な世界になればいいなという願いを込めて制作しました。

#### 令和5年度県立学校人権教育関係資料作成委員会

##### 委員（○印は委員長）

○床 井 宏 康	県立今市高等学校
塚 越 遥	県立宇都宮清陵高等学校
片 柳 剛 史	県立大田原高等学校
本 嶋 佑 己	県立那須清峰高等学校
片 桐 やよえ	県立那須特別支援学校

##### 栃木県教育委員会事務局

大 森 淳 子	高校教育課 課長補佐（指導担当）
首 藤 さくら	教育政策課人権教育室 指導主事
安 達 常 将	高校教育課 指導主事
日下田 圭 祐	高校教育課 指導主事